

参議院大蔵委員会会議録第六号

昭和四十九年二月二十六日(火曜日)  
午前十時四十八分開会

委員の異動

二月十八日

辞任

二月十九日

辞任

二月二十日

辞任

二月二十一日

辞任

二月二十二日

辞任

二月二十三日

辞任

二月二十四日

辞任

二月二十五日

辞任

二月二十六日

辞任

二月二十七日

辞任

二月二十八日

辞任

二月二十九日

辞任

二月三十日

辞任

三月一日

辞任

三月二日

辞任

三月三日

辞任

三月四日

辞任

補欠選任

渡辺 武君

補欠選任

木島 義夫君

補欠選任

小柳 勇君

補欠選任

藤田 正明君

補欠選任

山本茂一郎君

補欠選任

竹田 四郎君

補欠選任

柴立 芳文君

補欠選任

河本嘉久蔵君

補欠選任

山本茂一郎君

補欠選任

均君

補欠選任

土屋 義彦君

補欠選任

河本嘉久蔵君

補欠選任

藤田 正明君

補欠選任

成瀬 幡治君

補欠選任

多田 省吾君

補欠選任

青木 一男君

国務大臣  
大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵政務次官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省銀行局長

事務局側

常任委員会専門員

大蔵省主税局税制第二課長

大蔵省主税局長

大蔵省銀行局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長

柴田 栄君  
嶋崎 均君  
中西 一郎君  
松垣徳太郎君  
西ヶ久保重光君  
辻 一彦君  
戸田 菊雄君  
野末 和彦君  
福田 越夫君  
柳田桃太郎君  
岩瀬 義郎君  
長岡 實君  
高木 文雄君  
吉田太郎一君  
杉本 金馬君  
福田 幸弘君

まず、理事の補欠選任の件についておはかりいたします。  
河本嘉久蔵君及び藤田正明君が一時委員を異動したことに伴い、現在、理事が二名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。  
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。  
それでは、理事に河本嘉久蔵君及び藤田正明君を指名いたします。

第一に、割増金がつけられる貯蓄といったしましては、預貯金、金融債、合同運用指定金銭信託及び生命保険等といったしております。  
第二に、割増金付貯蓄の取り扱いを行なうことができる金融機関といったしましては、預金を受け入れる金融機関、債券を発行する金融機関、信託銀行及び生命保険会社等といったしております。  
第三に、割増金付貯蓄の条件といったしましては、割増金付貯蓄につけられる割増金及び利子または配当の合計額は、割増金をつけない場合の利子または配当の総額の範囲内とするともに、最高位の割増金の金額は、割増金付貯蓄一口の金額の一千倍以下とすることとしたしております。  
また、割増金をつける当せん額は、総くじ数の三分の一以下とすることとしたしております。  
なお、このほか、割増金付貯蓄の期間等の種類及び一口の金額その他の割増金付貯蓄の取り扱いに関する具体的な細目は、大蔵省令で定めることにいたしております。  
第四に、課税上の特例といったしまして、割増金につきましては、所得税を課さないこととしたしております。  
第五に、この法律の規定に違反して取り扱いを行なった場合における両罰規定等の罰則規定を定めることにいたしております。  
第六に、この法律は、時限立法としたしまして、二年間に限り、効力を有することとしたしております。  
以上、割増金付貯蓄に関する臨時措置法案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げます。  
何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

土屋 義彦君

河本嘉久蔵君

藤田 正明君

成瀬 幡治君

多田 省吾君

青木 一男君

次に、ただいま議題となりました印紙税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近における経済取引の推移等に順み、印紙税負担の適正化をはかるため、その税率及び免税点を引き上げるとともに、納税手続を合理化する等所要の規定の整備を行なうこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、売上代金の受取書について現行の定額税率を階級定額税率に改めるとともに、受取書の免税点を三倍に引き上げることとしたしております。

すなわち、現行の受取書の税率は、一律に二十円の定額税率とされておりますが、売上代金の受取書については、受取金額が五十万円以下のものに対して五十円の税額から受取金額が一億円超のものに対して二万円の税額に至る階級定額税率に改めることとしたしております。また、これに伴い受取書の免税点について、中小企業の負担の軽減をはかるため、現行の一万円未満を三万円未満に引き上げることとしたしております。

次に、階級定額課税が行なわれている不動産譲渡契約書、手形等について税率の見直しを行なうこととしたしております。

すなわち、不動産譲渡契約書、手形等につきましては、現在すでに契約金額、手形金額等の大小に応じた階級定額税率が適用されておりますが、不動産譲渡契約書等については契約金額が五百万円をこえるもの、手形につきましては手形金額が二千万円をこえるものの税率を引き上げる等所要の改正を行なうこととしたしております。

また、その他の文書で引き続き定額税率課税が行なわれる預貯金証書、物品売買契約書等につきまして定額税率を引き上げることとしたしております。

以上のほか、課税文書の交付を受ける者がその

作成者にかわって申告納付することができるとする課税文書の範囲及び印紙税納付装置の設置者がその計器により納付印を押すことができる課税文書の範囲を拡大する等所要の規定の整備合理化を行なうこととしたしております。

なお、この法律案は、本年四月一日から施行し、五月一日以後に作成される文書について適用することとしたしております。

以上、印紙税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを希望いたします。

○委員長(土屋義彦君) ただいまの二法案のうち、印紙税法の一部を改正する法案に対する質疑は、これを後日にすることとし、割増金 著に關する臨時措置法案に対しこれより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 まず、大臣に質問してまいります。が、第一条の法律の「目的」を讀みますと、「経済の現状に即応する臨時の措置として」ということになっております。この「経済の現状に即応する臨時の措置」という状況をどういうふうに理解すればよいでしょうか。

○國務大臣(福田赳夫君) ただいまは、何と申しましたも、物価の安定を早期に実現するということが刻下最大の任務である、かように考えておるのであります。そこで、物価安定をどうするかといふことです。これは総需要抑制政策、これが主軸にならざるを得ない、総需要といふすれば、国民消費が五割を占める。また財政投資が二割を占めます。あるいは産業需要が二割を占める。そういう構成になっておりますが、政府需要に對しては、これは相当直接的な強い手が打てるわけでありまして、また、金融引き締めによりまして、産業需要に對する抑制もできる。ところが、国民需要に對しては、いろいろ御意見があります。所得政策とか何とか御議論がありますけれど

も、そういう法的手段でなくて、国民の自発的な生活態度の中から、その方向に御協力願えるような方法はないか、そういうことを模索してみますと、やっぱり貯蓄である。貯蓄手段のあれやこれやといふいろいろ考へておるわけでありまして、その貯蓄手段の多様化といふものを考へてみまするときに、たとえ少額であろうとも、それに寄与できるといふような施策につきましては、これを実行してみたい。そういうふうな考へ方にして、割増金付定期預金もまたそういう考へ方に立つて考へ得られる。かような結論のもとに御提案を申し上げた次第であります。

○戸田菊雄君 この制度は、よって来る関係法律というものは昭和二十三年制定、四十五年廃止、割増金附貯蓄の取扱に關する法律に基づき割増金付貯蓄、この制度をそのまま踏襲したと理解しているのですが、そういう理解でよろしゅうございしますか。その辺はどうですか。

○國務大臣(福田赳夫君) これは戦後行ないましたものをそのまま踏襲ということではございませうが、あの当時の考へ方、私は、経済事情の背景から見ましても非常にいま近似しておる。あの当時は、たいへんなインフレ時代でありました。それがドッジ政策によつてやつと終息した。こういうことであります。そういう事情と今日を比べてみると、似た面が非常に多いわけでございます。まあ着想といへば、今日の状態に似ておるあの当時の状態で、割増金付預金制度が採用された、しかも、その成果もあがつておるといふ、そういうところに着目しておる、しかし内容は、かなり合理化されております。

○戸田菊雄君 いま大臣がいみじくも御回答になつたように、当時の経済背景と、いまの経済背景は非常に似ていると思ふんです。インフレ論争は別にしまして、それは別にやる気がありませんけれども、結局通貨膨張、物価高騰という、こういう現象がやはり二十三年当時といまもやや近似の状況にあるのじゃないか、そういう気がするのであります。そこで、そういう状況の中で、貯

蓄増強の方法としてはこれが最良の方法と大臣お考へですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 貯蓄増強は、私が、その手段が多様化されておらなければならぬと、こういうことを申し上げておりますので、割増金付定期預金がただ一つの貯蓄増強策だ、そういうふうには考へておりません。これはいろいろな方法があつてしかるべきだ、こういうふうな考へ方でありまして、現に暮れなんかは六カ月の臨時定期預金なんかを創設いたしますとか、あるいはいま国会で御審議をお願いしておりますマル優の非課税限度額を引き上げますとか、そういういろいろの手段をとつておるわけでありまして、これは、これ一つがきめ手というふうには考へておりません。これもまたある貯蓄手段の中の一つとしたしまして効果をあげる、こういう性格のものである、かように御理解願います。

○戸田菊雄君 同時に、当時の経済状況を考えますと、いまもそうですが、何人か心としては風潮がきわめてギャンブル風潮にいく、そういう性格を持つてゐるんじゃないか、この点が第一、私心配なんです。たとえば、そこで具体的に数字的なものを伺ひたいのですけれども、いま政府公認ギャンブルという、一つは競馬がございします。競輪、それから競艇、そのほか賭博開帳なんか、刑法でこれはやつてゐるようですが、政府公認なら大つぱらにそれはやつてゐるわけですが、この競馬の売り上げ総額、それから利用者数、それから政府納付金、これどのくらいあるか、ちよつと数字的に教へてみてくれませんか。競馬、競艇、競輪、各ギャンブルごとのあれを教へていただきたいと思います。

○政府委員(長岡寛君) ただいまおあげになりましたギャンブル関係のうち、国の予算に關係がございしますのが競馬だけでございしますので、いま私の手元には競馬関係の資料しか持ち合わせてございせんが、そのうち利用者数は、ちよつと持ち合わせがございせん。

売り上げのはうでございしますけれども、御承知

のように競馬会の納付金は日本中央競馬会法によりまして、第一納付金、第二納付金と分かれておりまして、第一納付金は売り上げの一〇％を国庫に納付するということになっております。最新の時点におきまして決算額が出ておりますのは、四十七年度の第一納付金が五百六十五億でございます。そういったしますと、四十七年度の馬券の売り上げは、これが一割に相当するわけでございまして、五千六百五十億ということに相なるうと存じます。それから四十八年度は、第一納付金、まだ決算が済んでおりませんが、予定いたしましたのが五百五十億、これは逆算いたしますと、売り上げは五千五百億、ただし四十八年度は決算上これは相当伸びるものと思われまして、それから四十九年度——たゞいま御審議をわずらわしております四十九年度予算で歳入に予定しております第一納付金の額は七百二億でございますので、四十九年度の馬券の売り上げは大体七千二百億という程度を予定してある、かように相なります。

○政府委員(吉田太郎一君) 地方でやっております競輪、オートレース、競艇といったところにつきましては、十一月末までの実績しかわかっておりませんが、競輪から申し上げますと、競輪は、これは一部推定も入りますが、四十八年の十一月末で八千五百七十億の売り上げになっております。オートレースは千二百三十一億。それから競艇でございますが、これは必ずしも実績と申せないので、年度ベースの見込みでございますが、競艇八千八百六十六億、推定の入る数字でございますが、こういうふうになっております。大体伸び率にいたしまして競輪が二三％弱、オートレースが二〇％、競艇が三五％といった伸び率になっております。

○戸田菊雄君 いまの納付金は、予算収入の部面で、これはあとで詳しくやりますけれども、これは雑収入の中に入っておりますか、そう理解していいですか。

○政府委員(長岡實君) そのとおりでございます。

○戸田菊雄君 雑収入を見ますと、四十八年の場合は、その他の収入になるわけですから六千四百五十八億、総額でございますね。四十九年は七千二百二十億、相当増額されておられるわけですが、この増はどのくらいいっていただけますか。いまの四つ合わせまして、推定でいいんですけれども、四十八年から四十九年、どのくらいの増になっておりますか、総体。

○政府委員(長岡實君) たゞいまの御質問の趣旨は、この雑収入の中で中央競馬会の納付金の増をどの程度見込んでおるか、これは先ほど申し上げましたように、四十八年度雑収入総額六千四百五十八億の中には、五百五十億見込んでおります。それから四十九年度の雑収入総額七千二百二十億の中では、七百二億見込んでおられるわけでございます。四十八年度が五百五十億、こまかく申しますと五百五十億九百万円、四十九年度が七百二億二千六百万円を見込んでおられるわけでございます。

○戸田菊雄君 それから——主税局長おられたと思ったのですが——競馬、競輪、それから小型自動車、モーターボート、こういった大衆のギャンブルの課税総額、どのくらい実際徴収している内容、これはわかりますか。

○説明員(福田幸弘君) 御質問の課税総額と申しましても、税額としてはいまいちございませんで……。

○戸田菊雄君 具体的にいま読み上げた各ギャンブルの課税人員、課税所得、入場税額、こういうことなんです。

○説明員(福田幸弘君) 課税と申しましたも、現在ギャンブル税は税制調査会で議論の対象になっておりますが、中央競馬会については、現在納付金でございます。それが一種の税かというふうにか考えられますが、あと地方競馬のほうは、残った金、地方財政のほうに繰り入れられる。あと競艇、それから競輪、自動車関係、これは納付金というものを関係団体のほうに入れておられるということでございます。課税額はございません。

○戸田菊雄君 そうしますと、売り上げ総額、いま数字がない、こう言いますから、私の調べた調査を発表いたしますと、競馬の場合は課税人員が三千百万人おられるんですね。これは四十七年ですけれども、おそらく四十八年、九年はもっとふえておると思います。それから課税所得は二十九億六千万、それから入場税額が二億九千六百万。競輪が二千百万人、それから課税所得は十五億三千万、入場税額が一億五千三百万。小型自動車は五百万人、課税所得が四億四千万、入場税額が四千四百万。モーターボートが三百万人、課税所得が十億六千万、で一億六百万、こういうことになっておるんですね。合計で約入場税額が五億九千九百万、このくらい取っているわけですね。

○政府委員(長岡實君) ちょっと訂正いたします。課税額ないと申しましたのは、入場税について入場者に対して課税いたします、九％。いま申されたその数字は大体正確だと思います。手元に数字ございませんが。

○戸田菊雄君 それで、これ三十円以下が免税です。それから、三十円以上になりますね。その一〇％入場税を取っているわけですね。そうすると、私は、どうしても競馬に行っている三千百万人、この階層、人員の内容をちょっと資料としていただきました。いのですが、まだ届いていないのですから。おそらく私の推定では、これは非常に貧民層といつか、下層の人たちがやっぱ一獲千金をねらって、そういうギャンブルに走る、こういうことになる。だから、大量の大量が、いわば二重、三重の税金を取られるというふうになっておられるわけですね。そういうことですから、これは非常にきつぱな法律の名称を使っておりますけれども、実際は宝くじですから、結局、こういうギャンブル、射幸心をあおって、一獲千金をねらわして、大量に貯蓄増強に持っていくこととするのですから、こういうものが現状の世の中で最高のものだといふ——これは大臣も、最高のものとは言っておりますけれども、しかし私は、貯蓄増強のそういうやっぱ可能性というものに非常に大衆は飛びつくと思う。だから、何か射幸心をことさらあお

て、そして宝くじというものを成功させて、国民大衆が持つておるそういうものをふとところからはき出させる、こういうことになるんじゃないかと思ふんですね。だから二重、三重のいわば課税対象に持つていくというふうな、こういうものがはたしていまの現世で妥当かどうかということになると、たいへんな疑問を持つておられるわけですが、これは、大臣、その辺どう一体お考えになりますか。

○国務大臣(福田越夫君) 経済が正常化したというふうな際において、割増金というふうな考え方は、これはまあいろいろ問題があるだろうと思ふんです。ただ、今日におきましては、まあとにかく消費者物価が二〇％上がりました、卸が三〇％上がり、これをこえましてというふうな状態におきまして、一体貯蓄をどういうふうな増強するか、これはもう非常にむずかしい問題です。そういう状態を、終戦直後のあの二十三年のころも考えて、まあ「割増金貯蓄」ということになったんだらうと、こういうふうな思いますが、今日におきまして、やっぱり尋常ならざる世の中、そういう際に、尋常ならざる手段、こういうこともまあ考えなければならぬじゃないか。私は、でありますから、この法律案は時限にする。しかも、時限にはなっておりますけれども、経済が鎮静化するという際には、二カ年の時限を待たずとも、実行を取りやめるといふようなことも考えておりますが、とにかくこの非常な物価の値上がりだ、という際に、こういう体系の貯蓄手段もあるということは、私は、言い得るんじゃないか、さように考えております。

○戸田菊雄君 これは税金のときにまた触れていきたいと思ふんですけれども、結局、課税が一〇％、納付金が一〇％、総体で二〇％、こういうことになりませんか。かつて大前田英五郎とか清水次郎長なんといったって、これはテラ銭五％、それがいま政府が二〇％取っているということは、対象が国民大衆ですから、これはもう少し税制上も検討の余地があるんじゃないかということが一

つ。納付金体制についても検討する余地があるんじゃないか。

いま主計局長が話をされましたけれども、少なくとも四十九年度で七百二億見込んであるわけですから、この辺はもう少し、射幸心をあおるのじゃなくて、もっとリラックスした、楽しみとして、趣味として、そして競馬や競輪、競艇に休みに行くのと。それが血眼が血ばしって、それでかけに行くので行くというようなことは、どうもかんばんじゃないか、こういうふうに考えるのですけれども、この辺少し、大臣、検討する余地はございませんでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) ギャンブルの存廃問題につきましましては、これはかねてから非常にいろいろ議論がありまして、だんだんと縮小されていくような傾向になってきておることは御承知のとおりであります。そこで、なぜ急にこれが廃止できないかといふと、地方財政の関係、こういう問題があったわけでありまして、しかし、今度の割増金はあの元金まで捨ててしまふあれとはだいぶ性格が違ふのです。元金はちゃんと残るのです。しかも、ほとんどの場合におきまして、金利の何が残るであろう。こういうようなことであり、それから、ただいま御説明申し上げましたようないらないような制約がついてあるというように、この程度のものがまあギャンブルと言へるかどうか、まあその辺はよほど慎重に配慮しておるつもりでございます。

○戸田菊雄君 そういう心理、風潮というものを、つくるかつからないかというの、何もその宝くじ一つだけできるわけじゃないから、全体、全政策の中でそういうことになるでしょうから、そういう面では十分政府としても全般的な配慮をしつつ進めていっていただきたいと考えるのです。

そこで問題は、第二条でいう「金融機関」の各銀行、それから十幾つありますけれども、第二条でいうこの「金融機関」の一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三と、こう

いうことで、各種金融機関全部入るのですけれども、この割り当てといふ点、そういうコントロール、チェック、こういう点は大蔵省でもちろんやられるのでしようが、どうしてもやはりいままでの状況、二十三年等のことを調べてみますと、大銀行にどうしても吸収をされる、こういう風潮があったように思うのですが、その辺はどういう配慮をなされておられるのか。できれば各金融機関ごとの割り当てを、こういう程度でこの程度というやつをわかつておればひとつ教えていただきたい。

○政府委員(吉田太郎一君) 確かにいま御指摘のように、終戦後やっておりますし、しばらくの間は、ある程度自由をやっておったわけでございますが、昭和三十年を越えましてから、ある程度の規制を加えるという進み方になっております。私どもは、これからはやはりあまりこれをもって過当競争というようなことのないように、全体としてある程度静かな秩序が保たれるように注意してまいりたいと考えております。

そういうことからいたしまして、それぞれの種類の金融機関の募集額につきましても、できるだけ内面的に指導していきたくて考えておりますが、現在のところ、都市銀行でございまして大体五千億ぐらいを一年間に出す、それから地方銀行が三千億、相互銀行が一千億から一千五百億、信用金庫がやはり同様でございます。それから農協が千五百億、こういう計画を持っております。ございまして、これを見ますと、大体現在のい

わば金融機関の秩序としてむしろ適当ではなからうか、むしろ比率がとれておるのではなからうかと、かように考えております。

○戸田菊雄君 そこで心配されるのは、衆議院でも附帯決議をされましたように、この使途が、どういう方向に使われるかというところが問題になっているのです。単に各種金融機関にそれぞれ金額を割り当てて、それで販売をさせていく、それで、銀行がかってに預金体制になった金を、また普通の貸し出しというところでやっていく、こういうこ

とになったのでは意味をなさないと思うのであります。すが、そういう意味においては、やはり国民の生活関連に關係する融資体制というか、たとえば物価抑制のために使う、そういう使用別といふものか、こういう方向というものはあらかじめ考えられておられるわけですか、それはどうですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 御承知のように、現在日本銀行の窓口規制あるいは準備率制度等を中心といたしまして、その資金の運用面につきましましては、むしろ総体的な観点から規制をいたしております。この場合、たとえば都市銀行と地方銀行の五千億あるいは三千億合わせまして八千億という資金につきましましては、日本銀行の窓口指導の中で、その貸し出しの規制が行なわれておるわけでございます。その他の中小金融機関につきましましては、それぞれ中小企業に向けるようにという指導をやっております。この割増金付貯蓄をもって集めた総量につきましても、すべてその規制の中で考えていきたくて、かように考えております。

むしろ資金の運用面については、国民経済總体的な観点からこれを規制していくほうが適當であらう、かように考えておるわけでございます。

○戸田菊雄君 何か国民の生活に関連した一つか二つにしろるといふようなことはできませんか。たとえば住宅ローンに回すとか、あるいはいま経済的弱者といわれる身体障害者とか、そういう方面にこの融資体制を向けるのか、そういう方向は考えられないわけですか、具体的に。

○政府委員(吉田太郎一君) 確かに一つの発想ではあるかと存じますが、たとえば割増金付貯蓄が資金の純増部分としてどのくらいになるかということも非常にむずかしいわけでございます。また現実の金融機関の業務の運営を見てもいろいろと、なかなかそういう資金割当てが必ずしも、というところは、非常に今日の状況ではむずかしい、むしろそれなりの問題なり、あるいは弊害が伴う、かように考えております。むしろ金融政策の問題といたしまして、資金の選別融資というような考え方の中で、そういう配慮をいたしていくべきで

はなからうか、かように考えております。

○戸田菊雄君 この第四条の二項ですけれども、結局これによると一千万ということになるわけですね。この金額はもう少し上げるわけにいかぬでしようかね。三千万見当という、そういうこと。それから、この当たりくじが三分の一です。これでいきますと、少し少な過ぎるような気がするんですけれども、その辺はどうですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 確かに割増金の最高限度を一千倍に押えるのが適當であるかどうかというところは、私もそのあたりにいろいろ研究をいたしました。まあアンケートというようなこともございまして、私もそれなりにいろいろな各地方の御意見を伺ってまいりましたところ、ございまして、同じ当たるといふのであれば、夢のある金額をつくって、それで住宅などがつくられるといううな希望を持つほうがいいんではなからうかという御意見もございましたし、またある面では、あまりにもそれではごく少数の人しか恵まれないことになって、いわばこういう貯蓄というものを利用する者にしては、いかかであらうかと、こういうところで、私もやはり前回、戦後行なわれておりましたのが千円につきまして五十万というのが最高でございました。いわば五百倍といったところでございまして、今回のところは一千万ぐらいがまあ常識的なところではなからうか、かように考えて御提案しておるわけでございます。

また、当たりくじを制限しておるのは、いかになものであらうかといふことについても、ごもつともでございますが、一つは、この当たりくじを非常に幅広くやりますと、これはどうしてもいかに利息に近くなつてまいるわけでございます。したがって、それがあまりに乱に流れますと、これはむしろ特利と、金融機関が特別の金利を、むしろかなりの部分に、高い部分をつけていくというようなことになっては、金利体系上もいかかと、かような考えから、まあ下のほうにつきましては、従前の例になつたわけでございます。

○戸田菊雄君 これは大蔵省からいただいた資料

ですけれども、各国の増進金制度についてこの資料で、イギリスとフランスがやっておるようですね。その内容をずっと見てまいりますと、イギリスの場合は、これは最高一千六百万円でしたね、そういうふうになってるんです。それからフランスの場合は三千万で、それから、大体先進諸国といわれる、ことに日本の場合はGNP第二といわれるのですから、相当進んだ経済体制にあるわけですね、そうしてなおかつ世界的なインフレ状況になってるわけですから、日本の場合には最もひどいといわれてるんです。そういう状況の中で一千万で、イギリス、フランス等と比較いたしますと、賞金額がだいぶ少ないということになるのじゃないだろうか。これは私の考えですけれども、せめて三千万見当にいても、いまの日本経済その他からいけば、当然な措置ではないだろうかというふうに考えるのですけれども、この辺諸外国との比較でどういうふうな判断されてるか。

○政府委員(吉田太郎一君) 確かにいま御指摘のように、諸外国におきましてはそれぞれ債券を利用して三千万といったような賞金をつけておるようでございます。一つには、イギリスでございますと、富くじといったようなものが一方では普及されておる。その金額というものは、かなり高い最高賞金であるというところから、かなり高い賞金が行なわれたのではなからうか、かように推測しておるわけでございます。わが国におきましては、確かに御指摘のように三千万なり五千万といった希望を現実に持つておられる預金者の方もあるようでございますが、先ほども申しましたように、何と申ししても、宝くじの一千万円というものが、いわば国民の感情的に一つのめどになるのではなからうか、かように考えて、一千万として御審議をお願いしておるわけでございます。まあイギリス、フランスの場合には、一種のやつぱり一つのめどが、別に富くじ形式といったところにあるのではなからうか、かように私は、これは推測でございますが、考えておる次第でございます。

す。

○戸田菊雄君 それからもう一つは、金利問題ですけれども、これは普通預金金利並み、こういうことになっております。確かに諸外国と比較をいたしますと、この点については若干高額になっております。しかし、二年間据え置きですからね、そうしますと、かりに四十九年度の経済見通し、物価上昇が九・六％とかりに押えられれるということになっても、二年間で四十九年度から五十年年度までいけば、一九・二％ということになりますね。元本は返るといっても約二〇％近いものが元本で目減り現象、そういうものを生ずるということになります。金利だつて、物価がそういうふうにならば、普通預金金利が上がっていけば、自動的に二重の損失を見るという結果になりはしないだろうか。ですから、この辺に対する配慮というものがあるのではないかと。元本が実際返るときには、八〇％ぐらいしか返らないということになったのでは、せっかくの貯蓄増強という名目からいっても、あまりかんばしい制度ではない。その辺はどうでしょうか。

○政府委員(吉田太郎一君) 確かに長い間これをやっておりますと、三％の普通預金金利というのは、非常に気の毒ではないかと、いうことはごもっともであらうと思ひます。そういう意味からいたしまして、私も指導いたします場合には、できるだけ短かい、まあ六カ月定期といったものにこれをつけていくのがいいのではなからうか。二年定期といったものにこれをつけるということはいかかなものかと考えております。そういう意味からいたしますと、六カ月あるいは長くて一年という定期預金にこれを利用することにした方がいい、かように考えております。

○戸田菊雄君 時間ありませんから、多田先生から……

○多田省吾君 私は、一月にも、この法案が出る前に、大蔵大臣にこの問題で御質問したのです。まあ私は、オートドックスに、預貯金利率を引き

上げることによって、貯金を増加させるべきではないか、こういう制度が射幸心もあるし、実際は預貯金利率はそのままでございますから、ちよつとしたごまかしのようなもので貯金をあおるような結果になるんじゃないかということを申し上げました。また、去年のボーナス期においても、社内預金なんかは利率が高いために非常に集まった。あるいはこの前も、半年もので七・二五％と一％アップした金利で二兆円も集まった、こういう状況から見ても、オートドックスにやったほうがいいんじゃないかと申し上げたわけですが、こういう法案が出たわけですが、その貯蓄の名目は割増貯蓄でありまして、貯蓄者の九八％の人々には割増がつかない、わずかに二％内外の人々のみ賞金が当たるという制度、貯蓄であれば、これは非常に羊頭狗肉であつて、大多数の九八％の貯蓄者がむしろ割引引かれる姿になります。これは完全な割引貯蓄であるということ、衆議院でも名称も変えるべきだというように意見もあつたわけでございますけれども、大臣はこの点どうお考えになっておられますか。

それからもう一点、割増金の最高額が、たとえ一千万円といたしましても、賞金の当たる確率は、最低の千円まで含めたとして、本物の宝くじより当選率は非常に悪いわけです。しかも、大多数の人々が、最低保証の年三％の利子に甘んじなければならぬ。また預金利子の目減り率の拡大にこそなれ、インフレ防衛という面から非常にひどい。今日の物価狂乱のインフレの状態、将来の生活が不安なときに、貯蓄がほんとうに必要だと国民は悩んでおりますけれども、このような目減りをさらに増幅するような金利では好ましくないと申します。ですから、政府は、西ドイツやその他の諸外国の例もあるようでございますから、もっと高金利の預貯金者保護を考へるような、そういう提案をなされたいかがかと、このように思ひますが、いかがでございますか。

○國務大臣(稲田勉夫君) いま消費者物価がたい

へん上がつてゐる際に、預金者の立場を考えますとき、できる限りこれを優遇したいと、こういう考え方にはなるわけでありまして、それが正統的な行き方であらうと思ひます。そういう立場から、まあ去年一年間でも、二％の金利の引き上げを行なう、こういうふうになつたわけですが、これをまたあまりに上げますと、一般金利水準を引き上げるといふことになり、それがまたインフレ対策として一体いかがであらうかと、こういう問題もありまして、それにはおのづから限度がある。それからもう一つは、預金金利を引き上げた場合の財源を一体どうするか、こういう問題もあるわけなんです。金融機関にその財源を持たせるといふ際に、それが一体どうなるだろうか、結局金融機関は貸し出しにむかへていくということになる。それからまた、それじゃ国が持つたらどうだ、こういう説をなす人もありますが、これはたいへんな金になるわけでありまして、それを国がどうやって調達するか、いまの状態では、赤字公債にこれを持つてはかた、こういうことで、これもまたインフレ対策として一体どうであらうかと、こういう問題もありまして、なかなか一般的に金利体系、底上げするといふことはそう簡単問題じゃないんです。ただそういう間におきましても、何かそういう金利体系全体にかかわることなく、貯蓄に魅力を持たせるといふことは考えなかならぬ。そういうようなことで、割増金付定期預金といふこともその一つとして考えられたわけでありまして、そういうことにつきましましては、この上も何か考えられないかというふうなことで思ひをめぐらしてゐると、こういうことでございます。

○多田省吾君 いまわが国の場合は、消費者物価がもう年間二〇・五％、卸売り物価も三六・七％ですが、現在の最高金利が二年定期で年七・五％という状況では、これはもうまさに政治的貧困でございます。欧米諸国は、わが国よりもそういう卸売り物価も消費者物価も低いのであります

けれども、西ドイツのように消費者物価の二倍の金利を払えるような金融構造、こういう大手術は困難としても、預金の目減りを少しでもカバーする、こういう預金金利の手直しは、私は、政府がその気になればできるのだと思うのです。西ドイツの例を見ますと、預金金利を最高のもので三ヶ月定期で年一四・四％、このほか貯蓄国債も発行しておる。そして個人に有利な貯蓄手段を提供しておる。その一つの例は年一〇％の二けたの金利がございます。アメリカでも預金金利の最高は一〇％、イギリスでは三ヶ月定期のもので年一六％のものがある。わが国の三ヶ月定期預金が、わずか五・二五％の金利と比べれば、もう三倍以上の超高金利になっているわけです。ですから、このように欧米主要国内の金融政策上の特徴というものは、金利面でも優遇すると同時に、財政面からも各種の優遇措置がとられている。で、私は、こういう状況にあって、いろいろ新聞紙上等には、三ヶ月一〇％以上の定期預金をつくったらどうかというような話も載っておりますけれども、こういった諸外国に見られるような、定期預金をお考へになる気持ちはございせんか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ何とか金利体系も、そう経済界に支障のないという限度におきましていろいろ考へてきておるわけなんです。それが今日の体系になっておるわけですが、いま欧米諸国のお話がありますが、欧米諸国は日本と違い、ぶ行き方が違ふのです。わが日本におきましては、小口預金を優遇すると、こういう方針になっており、また金利体系もそういうふうになっておりますが、欧米のはうでは逆に、大口預金につきましてこれを優遇する。いま西ドイツのお話がありましたが、西ドイツでは、大口定期につきましては一・七五％の金利がついておる。ところが、貯蓄預金につきましては七％であるとか、アメリカは個人貯蓄預金が五％、イギリスは六・五％、フランスは四・五％、こういうふうになっておりまして、わが国が小口、大口を区別せず、二年定期につきましては七・五％と、こういうふうになっ

ており、しかも小口につきましては、マル優の制度が取り入れられるとか、あるいは財形貯蓄、そういうような制度が取り入れられるとか、いろいろ配慮をしておるので、決してわが日本が、金利の面で小口の預金者階層というものの対して低い扱いをしているというものじゃない、むしろ逆の考え方をとっておるのだ、かように御理解願います。

○多田省吾君 私は、やはり致命的な欠陥は、わが国のように世界最高の物価の値上がりに対して、あまりにも金利が一般的に少ない、低いというところでございます。で、この制度が、私は、政府主導の一種のギャンブルであることは疑いもないものであると思うのです。それで銀行局長も衆議院の答弁の一端でこういうことをおっしゃっている。『現在、たとえば宝くじが行列をしても売り切れてしまふ、あるいは非常に馬券がよく売れておるといふような状況にかんがみまして、せめてもそれが貯蓄という形に資金が吸収される何はどうかの効果があつたのではないか、このように国民大衆の手持ち資金を幾分でもこういうギャンブルで吸収したいという一念、これは確かにもう根底にあるわけではございせんか。その気持ちの一端は理解できるとしまして、この制度はまさにけしきりと政府奨励のギャンブルでありますから、これはますます政府がこれからギャンブル奨励、ギャンブルを正当化しようという、こういう方向に進むのかどうか、根本的な問題です。』

○国務大臣(福田赳夫君) 社会的問題として考える場合に、これはギャンブルを奨励するというような考え方はとるべきじゃない、かように考えますが、いま、何といたしまして、物価の安定、抑制、これが最大の政治問題になっておる。その面から見まして、何かしかの力のあるものでありまして、これは臨時非常の手段として採用すべきである、こういうふうな考えましたのが、この割増金付定期預金であります。しかもこれを採用するにあたりまして、これがギャンブル問題とそう矛盾しないようにというので、あるいは一千

万円という限度を設けますとか、いろいろこまかい配慮をいたしており、ことにこれを二年という期限にする、また私は、二年という期限で御承認を願ひまして、その必要がなくなつた、物価が落ちついたということになりますれば、あえてこの制度を続ける必要はなからうと、かように考えております。

○多田省吾君 最後に御質問をしたいのは、最近の銀行の貸し出しの件でございます。最近のきびしい金融の引き締めの中、中小企業、零細企業は、非常に銀行から金が借りられないというところで資金繰りに苦しみ、高利貸しにまで走っております。その中で、国民の預金を預かつて、それを大企業、大商社等の系列企業に大口集中融資をして、こういう企業と銀行の癒着、これが最近衆議院の予算委員会等においても、日の目を当てられてきておりますけれども、これら商社を当てられてきておる人間的につくって、価格を自由に操作するといふような不当、反社会的行為あるいは買ひ占め、売り惜しみ、さらにドル買いと投機といふような悪徳行為が非常に目立っている、しかも、その根拠は何かと言へば、それらの行為に資金を供給しているところの金融機関、これがその元凶であると思ひます。これが非常に問題だと思ひます。まあ、本来自由主義経済下の体制下にあつては、自己資金で自己を防御するといふ手段がとられたとしてもある程度はやむを得ない、しかし、銀行は、自己資金ではございませんで、大半は国民の資金であり、しかも、六大商社、十大商社といわれる総合商社は、自己資金が運用資金の三から四にすぎない、九六％から七％は金融機関からの借り受けで運用されている事実がございます。したがつて、こういう商社のドル投機あるいは独占的価格操作の仕掛け人の手犯は、これらの金融機関である、このように断定されても弁解の余地はないと思ひます。これを暗黙に容認してきた政府の施策にも重大な責任があると思ひますけれども、大蔵大臣はその点はどう考えますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 今日非常に経済情勢がむずかしくなり、かつ、特に物価問題は、非常に深刻な状態になっておるわけでございまして、これはやはり多田さん御指摘のように、いままで非常に高い成長というものが、これがその根拠にあるといふことは、私はそのとおりだと思ひます。ただ、そういう関係でありまして、成長が非常に速い、そういう関係で、企業の方は、自己資本を充実するといふものもない。そこで金融に依存をするといふことになり、年々といふくらい自己資本比率が低下して今日に至つておるといふふうに思ひます。この混乱を、しかし、どうやって切り抜けるかといふのが当面焦眉の問題であります。この混乱を鎮静した後に於ける経済のあり方といふことにつきましては、もういままでの行き方といふものにつきましては、これはもうほんとうに根本的に反省が必要であるだらう。そうして、企業においても、家庭においても、これはもう蓄積といふものが非常に大きな問題になってくるのじゃないか、そういうふうに思ひます。とにかくいまこの時点は、そういう基本的な問題をほぐしていくという余裕がないのです。もうとにかくいまはインフレの火の手を消さなければならぬ、これが当面の最大焦眉の問題になっておるといふふうに考えます。しかし、そういう間におきましても、金融政策のあり方といふものは、非常に責任が重大でありますので、いま大蔵省は総力をあげまして、この資金の流れの適正化ということに、量的にかつ質的に、そういう両面から取り組んでおる、そういう現況でございまして、

○多田省吾君 具体的に最後にひとつお尋ねしますけれども、銀行の大口融資に対する規制問題は、衆、参の大蔵委員会でも何んべんも指摘されたこととございまして、特に、現在の旧財閥系銀行については、その系列会社に資金を流す機関になり下がつて、銀行はたかさんの人員をその系列会社に送り込んで、大銀行の産業支配というものが歴然としておりますけれども、大蔵省としてこのような系列企業への大口融資規制をどの

ように検討されているのか。

銀行の自己資本の二〇%以下に押える案も考えているようにありますけれども、その根拠は何か。またアメリカのように各種銀行において、銀行はその取引先について資本金の一〇%をこえてはならないという規定になっておりますけれども、このようなアメリカ並みの規制ができないものかどうか。この三点をお伺いします。

○国務大臣(福田赳夫君) いまの金融機関と企業とのあり方の根本的問題、これは確かにこれから検討を要する問題だと、こういうふうに考えております。

そこで、企業、まあ特に商社のあり方いかんというところにつきましては、すでに公正取引委員会の方から一つのヒントが出ておるわけです。そういう情勢下において、企業のあり方という問題は、今後の大きな検討課題であらう、こういうふうに思いますが、その間において金融との結びつきをどういうふうにするか、こういうことも重大な一つの検討対象になるべきだ、こういうふうな考えております。ただ、しかし、そういうことを言いました、これは時間がかかりかかりますので、当面大蔵省といたしましては、これは金融の面からだけでも、そういう考え方を早急に進めていきたい、こういうふうにいましておりました。融資が、ある一企業に片寄らないというためにどうすべきかということにつきまして、いろいろと検討をいたしておる。で、検討がまとまりますれば、そういう指示をいたしますとか、そういうステップをとりたい、かようにいましておるわけです。

そこで、その具体的な問題といたしましては、これは各国でもどんなことをやっているかということ調べておるわけですが、まあ銀行の資本、金融機関の資本、それを一つの基準とするところが多いようです。そしてその二〇%をこえてはなりませんとか、アメリカの州法なんかで一〇%をこえてはならぬとか、いろいろそういうことが行なわれているということが明白になってき

ているわけです。わが日本におきましても、そんなようなことも大いに参考にしたい。まだ具体的な考え方はまとまりませんが、まとまりましたらば、これを何らかの形において、これは実施段階に移さなければならぬ、またそれを急ぎたい、かように考えております。

○多田省吾君 じゃ銀行の自己資本の二〇%以下に押える案なんというの、一つの案として具体的に考えておられるわけですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 確かに、現在相互銀行法及び信用金庫法におきまして二割という基準がございます。そういう意味におきましては、二割というのは検討の一つにはなり得ようかと、かように考えております。

○戸田菊雄君 与えられた時間が一時間ですから、おおむね前の時間で消費しましたから、ひとつ資料をお願いしておきたいんですけれども、それは、先ほど私が調査した内容を発表しまして、大体間違いないということでございますが、競馬、競輪、小型自動車、それからモーターボート、そういったものの課税人員と課税所得、入場税がある。これは四十七年度しかないんで、八年度、九年度は見積もりになります、それでけっこうです、一応資料として出していただきたい。これが一つです。

それから、この事後の取り扱いですけれども、法律でまいますと、公布の日から発効というところになりますから、おおむね四月一日だろうと想定できるんですが、第一回の告示はおおむねどの辺に置きましようか。

○政府委員(吉田太郎一君) これが成立をいたしました際には、できるだけ早く出したいたいと思っております。と申しますのは、それに従って各金融機関が準備をいたしますわけでございます。現在のところ、もうこの公布と同時に省令というものを出した、かように準備いたしております。

○戸田菊雄君 販売時の扱い、これは銀行窓口だけで取り扱うのか、それとも委託販売ですね、たとえば農村地帯のところの店——この還元は考

えていかなくちやいけないと思うんですが、そういう、何といひますか、手数料といひますか、それはどういふことになるんでしょうね。大体全体としてどのくらい考えられて、どのくらいの予算で、どのくらいの謝礼か手数料かなんかわかりませんけれども、おおむねそういう還元措置を考えられるのが通常だろうと思うんですが、その規模なり内容ですね。

○政府委員(吉田太郎一君) この割増金付定期貯蓄につきましては、いわゆる定期預金その他の預貯金の一つといたしまして、その多様化ということとで考えておるわけでございます。これがあまりにも宣伝されるということは、当委員会における審議、あるいは衆議院におきまして審議等を通じて、いささかやはり消極的に考えるべきじゃないだろうか。むしろ、積極的にこれを売り込むという形ではなくて、こういう形態の貯蓄を希望する預金者の方があれば、その希望にこたえるという形で、むしろ店頭においてのみ、いわゆる銀行の支店においてのみ、あるいは農協なら農協の支店においてのみこれを扱わせると、かようにいたしたいと考えております。したがって、銀行の要する経費といたしましては、たとえば抽せん会場における経費でありますとか、その他の物件費といった程度のものでございまして、委託というところにつきましては、これを考えてはいないわけでございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、そういう行為があった場合は、この法律でいう罰則行為に該当するということになりますか。

○政府委員(吉田太郎一君) この法律の中で、この割増金付定期貯蓄を取り扱うことができるものといたしまして、金融機関のみと限定いたしておりますので、確かにこの罰則という問題は起こり得ると思ひます。第三条に「金融機関は、割増金付定期貯蓄の取扱を行うことができる。」というが刑法の規定を排除しておる規定でございまして、これ以外につきましては、むしろ刑法の富

徴罪の規定が適用される、かように考えております。

す。

○戸田菊雄君 最後にですけれども、大臣に。二十三年七月制定のこの種法律は四十五年まで継続した。今回の扱いは二年のまきに短期間の暫定措置なんですけれども、これは何か過去の反省から、制度上やはりそう長くやるべきじゃないと、こういう御判断でしょうか。その辺はどういう御判断をしておりますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 過去のと申しますが、終戦直後、二十三年からやりました「割増金付貯蓄」これは三十九年に終わってございまして。しかし、だんだんと先細りになってきております。いまや経済の正常化ということと並行しておるような感じでありまして。

とにかく、御指摘が重々ありましたように、割増金付定期預金、いま御提案をしておるこの制度といえども、この運用を誤りますと、キャンセル問題、そういう問題にからまりを持つてくる、こういうふうな思われがたであります。したがって、この制度には厳重な規制を加えたい。こういうようなことで、内容につきまして、御承知のようないろいろな制約は加えた。これは二十三年当時と相当変わっております。これは三十三年当時と、これは臨時非常の措置であります。それから同時に、これは臨時非常の措置でありますので、これを前回のようになくはしておくと、いうことは妥当でない。これは物価が落ちつく、という段階においては廃止すべきである、こういうふうな考えておるわけですが、一応二年というふうにいたしておきまして、物価が安定し、もう貯蓄についてこういう臨時特例的な措置を考える必要がないと、こういう段階になりますれば、これを廃止したい、こういうふうな考えております。

○成瀬福治君 資料なんです、こういう資料が出せるかどうかということなんです。金融制度調査会なりで、貸し出し金利についていろいろな点で議論されるのは、いろいろこまかい数字をもとにして議論しておいでになっております。大臣等の答弁を聞いておりまして、預金金利を上げた

ら、即それが貸し出し金利に影響してはね返ってくる、こういうことはおもしろくない、なかなか容易じゃないという、そのことも大づかみにはわからぬわけじゃない。しかし、一体、預金のほうは、幾らの金利のものを幾ら集めたかというところは大体わかるのです。ところが貸し出し場合には、大きな、たとえば自分の系列会社と今日いわれたる傍系の自分の会社には、銀行が大口に安く貸し付けておるといふ疑いがある。ほんとうかどうかというところは、常識的にはそうだろうと思う。ですから、これだけの金利のものを、これだけ貸し出した。貸し出し金利のこれだけのものを、これだけ貸し出した、これはこうなんだという、貸し出し金利別に、たとえば都市銀行なら都市銀行の総トータルというものが出てこないだろうか。ですから、そういうものがなければ、私は、実際は議論できぬだろうと思う。

それからもう一つは、銀行というものは、私たちは非常にうまくおると思う。ところが、普通の損益計算書を見ますと、銀行はもうけたときに、新しい支店を、店舗を拡充するときに、いい土地を高く買っていて、そちらのほうに金が回っていかば、利潤というものが消されてくるということもございましょう。

それから、一体、試算書のときに、土地が十倍にも、ひどいときには百倍にも値が上がっておるものが、取得原価になり、そういうもので計上されておれば、さっぱり含み資産との関係で、銀行がもうかっていないというふうな、そういうふうなこともなっていると思う。ですから、もう少し銀行の実態というものが、少なくとも日銀の政策委員会なり、あるいは金融制度調査会で議論されるときに、そんなことはわかりきっておいて、委員の人たちにはあまり資料を出さない、かもしれませぬけれども、少なくとも私は、大蔵委員会に、もう少しそういうような資料というものが提出されてもいいような気がするわけなんです。ですから、そういうふうな、銀行はもうかっておる。預金金利を上げて、貸し出し金利というものは、

私は、上げなくても済むんじゃないかという、そういう感じがするのですよ。その感じが当たるなという感じになれば、それでもけっこうでございまして、そういうふうな資料というものを、出していただきたいと思います、いかがでしょうか。

○政府委員(吉田太郎一君) 全国銀行につきましても、いまおそく成瀬先生の御要求に答えられるのではないかとありますが、何%から何%までの貸し出しが幾高として幾らあるという、金利別に十五、六段階まで分かれた幾高の資料はお出しできると思います。これはあれでございまして、相互銀行、信用金庫につきましても、若干調べてみないと、そういう統計が最近の時点で得られるかどうか、この辺のところはいましばらく御猶予いただきたいと思います、全国銀行につきましても、そういう資料を提出いたします。

○成瀬治君 それと同時に、大口に一行が何十億と貸しておるところがあると思うのです。それはまあ商社が多いだろうと思いますが、そういうところのある都市銀行が、ここにこれだけの金で貸しておるといふ、あるサンプル的なものでいいと思うのです。いま商社でいろいろなのがある、おそくおそくね、悪徳商社と名のついておる。しかもいろいろの意味で指摘されておるのがあるわけなんです。ですから、そういう特定な都市銀行の二つか三つのうちですね、大口でこれだけ貸しておるといふような融資先の目ぼしいものでやる、おそくおそくそれは銀行の秘密になってからぬということになりましょうか、それともそういう資料まで御提出いただけるでしょうか。

○政府委員(吉田太郎一君) できるだけ御審議に便利なるように調整したいと思っております。ただ、何々の何々会社という名前にするのがいいのか、符号にするのがいいかというふうな問題もあろうかと思っております、ひとつその辺のところは御相談さしていただきたいと思います。ただ、公開ということになりますと、多少問題もございまして、できるだけ御審議に便利なるような調整をいたした

いと思っております。後はどまた御指示を仰ぎながら御相談させていただいたらいかがかと思っております。

○戸田菊雄君 いまの問題に関連して、私、できれば、ことに事業所の千二百数社ぐらい、百億円以上の資本金。それと三億以下。これは相当膨大になるから、なかなかたいへんだろうと思っております、その辺を重点に融資態様をひとつあわせんならぜひお願いをいたしたい。

それから、かつての衆議院予算委員会の段階で、各大手商社といわれる三十幾つかのあれが呼ばれておるわけですね。その辺ひとつ焦点にそれから問題がでないかどうかというところで、これはもしできればひとつ銀行局長、研究してらって、いまの資料に合わせてお願いできないかどうかですね。

○政府委員(吉田太郎一君) できるだけひとつ研究してみたいと思っております。

○成瀬治君 二十八日も大臣が出席されるかどうか、まあ採決があるんですから御出席あると思いますが、いまお聞きしますと、約八千億ぐらいの預金を集めたいというわけですか、この割増でどのぐらいの預金獲得を。それから農協まで等々ありますが、いろいろなことがあると思っております、生命保険のほうまでひとつひくくると、どのぐらいの一体預金を集めよう、計画を立てたものがあろうと思っております、それがもうあなたのこと、ここに集計が出てくるなら聞かしてください。

○政府委員(吉田太郎一君) 現在までのところ、私もものほうに計画として内々相談に来ておりますもの、集計いたしますと、大体一兆二千億をちょっとこえる形になっております。これでほとんどの金融機関は網羅されているわけでございますが、ただ、郵政省の郵便局がどの程度であるかというところがまだ未定でございます。

それから、まあおそくこれは金額的にはたいしたことはないと思いますが、保険と信託銀行関係がまだ私どものほうには参っております、先ほ

ど申しましたように、都市銀行が五千億、地方銀行が三千億、それから相互銀行、信用金庫がそれぞれ千億ないし千五百億というところでございます、農協が千五百億、こういうことでございまして、なお、この際申し上げますと、都市銀行以外は全部共同でそれだけの金融機関の種類で共同でやるということでございます。

○成瀬治君 大体、過剰流動性と言っちゃおかしいわけですが、どのぐらいの預金というものが集まってくれば、いわゆる一億総投資家になっているということもあるわけですが、それがどこら辺までくわいて吸収されてきたらいいものなのか。一体どのぐらいだぶついているというふうに見ておみえになるのか。そうしてそれがその目標数に近いのかどうか。このことによつて実はいまの過熱しているもののおさまると期待しておられるのかどうか。おおよそどのぐらいの数字というものを想定しておみえになるのか。

○政府委員(吉田太郎一君) いわゆる過剰流動性という問題と、経済の膨張的現象という二つの問題があるかと思っております。確かに過剰流動性といわれておりました現象を、わかりやすく私なりに解釈いたしますと、経済の実体以上に通貨が供給されているその通貨の供給というものは、金融機関の貸し出しを中心として行なわれたという意味におきましては、四十六年から四十七年のあたりに、相当膨大な貸し出しが行なわれました。これがいわゆる世の中でいわれております数兆、おそく七、八兆、人によつては四、五兆というふうな金額のものが、いわゆる貸し出し残高としてあったかと思っております。これが、その経済がやはりいわずに年を追って名目GNPが拡大してまいりますと、その貸し出し残高のままでございまして、おのずから流動性というものは吸収されるかっこうになつてしまふわけでございます。経済の回転に必要な通貨総量というもののうち、経済が大きくなっているのが今日の姿ではなからうか。

そこで、今日の姿として、全体として見ますと、

私どもはこれをマネーサプライ、あるいは企業の  
手元流動性ということで見ますと、四十六、七年  
くらいに、いわゆる流動性過剰といわれている現  
象というものは、今日のところはむしろ解消して  
いる。いわば、その以前の水準、流動性の状況に  
いたしまして、そういう状況になっているという  
ことが数字としていえるのではなからうか、か  
ように思います。

ただ何と申ししても一度出た通貨総量という  
ものが、いろんな経済各層の中にかつめづつてい  
る間に、資金が余剰であると考えれば、むし  
ろ資金繰りが楽であるか、楽でないかという、  
その相対的な差が非常に今日出てきている。これ  
がいわゆる金融の引き締め現象といふこと  
ではなからうか、かように考えております。む  
しろそれがいろいろ今度は個別の問題として物価  
問題にいろんな影響を与えていて、こう  
いうふうに考えているわけでございまして、総量  
の通貨の供給といふことが、銀行の信用供与の姿  
といたしましては、今日の窓口規制なり、引き締  
め政策を続けてまいりますと、経済はそれなりに  
拡大してまいります。それに応じてだんだん苦し  
くなっていくという形で、現在の規制ワケを維持  
しておるということでございます。

で、今日そういうことになりましたと、金融機関  
によつては非常に金繰りが苦しくなる。あるいは  
企業もそうでございしますが、金繰りが苦しくなる  
という形でございまして、こういう形で資金が吸  
取されることが、あるいは都市銀行などの場合で  
ございしますと、日本銀行に対する借り入れを返済  
していく方向にも向かいます。相互銀行、信用金  
庫でございしますと、中小企業の必要などところに資  
金を供与できるという形になるのではなからう  
か、かように考えております。

で、全体としてどのくらい吸い上げればいいか  
というところにつきまして、私どもは、今日のこ  
ろいわゆる過剰流動性として、相対的には流動性  
はこれからはむしろ少ないほうへ、過少とは申し  
ませんが、過剰ではない状況に今日さし来つた

おる、むしろこれから月を追つてより苦しい状況  
が金融面では起こってくるのではなからうか、か  
ように考えております。

○成瀬輔治君 非常にデリケートな問題であり、  
大づかみな評論的なことはなかなかいろいろと  
言えると思ひますけれども、なかなか問題だと私  
も思ひますが、まあここで一兆何千億なら何千億  
というものが吸い上がってきたとする、そうする  
と、心配されることは、その銀行の手持ちになつ  
てまいります。いま日銀はオーバーローンどのぐ  
らいしておりますか。

○政府委員(吉田太郎一君) 正確な数字は後ほど  
申ししますが、大ざっぱに申しまして、日銀貸し出し  
という意味でございしますと約二兆の残高が今日あ  
ろうかと思ひます。そのうちの半分ちよつとが外  
国為替の、いわゆる日本の国内の金融にはさしあ  
たりは関係ございせんものでございまして、そ  
ういう意味では、貸し出しの残高は一兆ぐらゐ  
あつたかと思ひますが、日々によつて動いており  
ますので、いましばらくお待ちいただきたいと思  
ひます。——一月末で全体の貸し出しが二兆六百  
二億でございまして、そのうち、先ほど申しまし  
た一般の貸し出しは、九千三百億というものが一  
月末の数字でございします。うち都市銀行が七千八百  
億でございします、一般貸し出し九千億のうち。  
○成瀬輔治君 平常のときは日銀どのくらいオー  
バーローンなんですか。

○政府委員(吉田太郎一君) これは月の中、ある  
いは月初、あるいはその季節によつて違つたわけ  
でございしますが、一般論といたしますと、おそら  
く一兆二、三千億が一番多いのではなからうか。  
ちよつと私は記憶正確でございせんが、そうい  
うふうに感じております。

○成瀬輔治君 預金をこゝろ集めてまいりますね。  
そうすると、日銀のオーバーローンがゼロになる  
というところは、私もないだらうと思つております。  
しかし、日銀自体は、このオーバーローンの解消  
については自分自身も努力しておるだらうし、だ  
からこそ一兆何千億だらうと思ひます。ですから、

日銀の大体の適正なオーバーローンというのは、  
一体どのくらいに押えて——少なくとも預金を集  
めますので、先ほど戸田君の質問に対する  
答弁を聞いておきますと、日銀自体も窓口規制で  
目的を達成するんじゃないかと、こういうお話な  
んですが、それは私は大筋としてそのこともわか  
ります。わかりませんが、日銀自体も、私は努力す  
る必要があると思ひます。ですから、こういうふ  
うに金が集まつてくれば、オーバーローンは、こ  
れが三千億に減つてしまふというふうには理解して  
いいんですか。どうですか。

○政府委員(吉田太郎一君) オーバーローンとい  
う意味が、日本銀行と、それから銀行との関係に  
おけるオーバーローンという意味と、銀行が企業  
に対してオーバーローンであるという意味と、二  
つあるかと思ひます。いわゆる経済的に問題にな  
るオーバーローンは、両者が複合された形でござ  
いまして、日本銀行が現在懸命にやっております  
のは、銀行が企業に貸し過ぎないようにという意  
味で窓口規制をやつておるわけでございします。銀  
行の集まつた預金の中で、おそらく集まつた部分  
の九割以上が貸し出されてしまふという状況で、  
いわゆるオーバーローンという形で戦後きたわけ  
でございします。その九割ぐらゐを貸すという、そ  
の窓口のところを銀行を指導いたしまして、これ  
を規制しておるというのが、先ほどお答えいたし  
ました企業に対する金融の規制でございします。

ところが、銀行が、今度は日本銀行に對しまし  
てどれだけ借りてまいりますかというところにな  
りますと、金融機関の場合でございしますと、貸し出  
し等もございしますが、それと同時に、預金の引き  
出しというものが、預金者の側から起つてまい  
ります。特に今日のように引き締めれば引き締め  
るほど、企業の預金というものが取りくずされて  
いく、そのしりが日本銀行にどうしても現金を借  
りするという形でもつてこない、いわゆる取りつ  
け騒ぎというものが起つてくるという形で、日  
銀貸し出しが起つてくるというのが今日の状況  
であらうかと思ひます。

したが、いまして、銀行の預金と貸し出しとの関  
係のほかに、預金の引き出しに對する現金準備  
をどれだけ持つておるかということが、日本銀行  
の貸し出し、あるいはオペレーションといった、  
銀行と日本銀行との関係として考えていかなけれ  
ばならない問題だらうと思つております。そうい  
う意味におきましては、資金需要が鎮静化したし  
ますと、どうしてもオーバーローンは解消されて  
まいります。これは、特に預金の取りくずしの大  
きな企業の動きというものが鎮静化するわけでご  
ざいします。今日のような引き締め下でございま  
す、貸し出しを受けられないとなると、どうして  
も預金を取りくずさざるを得ない。そのしりがど  
うしても銀行を通じて日本銀行にくるといふ形で  
日々貸し出しの残高が増減しておる、こういう状  
況でございします。そういう意味におきましては、  
こういう預金が集まつていくということが、その  
面でのオーバーローンの現象をなくしていくとい  
うことにはなからうかと思ひます。

どのくらいであらうかということにつきまして  
は、私も正確にはお答えできない面がございまし  
て、たとえば一兆円を上回る資金のうち、どれだ  
けがほんとうの預金の純増になるか。ほかの定期  
預金から振りかわるかどうかということもあらう  
と思ひます。私どもは、大体四割ないし五割は資  
金の純増として考えていいのではなからうか、か  
ように考えております。この辺のところは何ぶん  
結果論でございしますので確信はございせん。  
○成瀬輔治君 もう一つは、いろいろと締まつて  
まいりますと、手形の問題が出てまいる。手形総  
額というものはどのくらい動いておるのか、これ  
は紙幣と同じ形で出てまいりますが、どのくらい  
と踏んでおられますか。

○政府委員(吉田太郎一君) 至急計数をいま調べ  
ましてお答えさせていただきます。——一応手形  
交換高でお答えさせていただきますと、大体五十  
兆を切る程度のもではなからうか。十一月末  
が四十七兆という数字でございします。繁閑によ  
りましてございしますが、大体五十兆前後ではな

ろうかと思ひます。

○成瀬幡治君 まあ締めていけば、おっしゃる通りに定期預金の取りくずしが始まつておる、また中小企業の人たちには、物件担保で土地、建物が入つておる。それに定期を取られるというふうな形になるから、中小企業は銀行を通して、むしろあなたの方に貸し出しするわけにはいかぬけれども、それじゃ定期を担保と見合つて、まあこのくらいは取りくずしてもいいだろうというふうな指導等もされて、苦しいところを中小企業のめんどろは見なせやならぬのが実態だろうと思う。ですから定期預金の取りくずしもあるだろう。

ところが、もっとやり切れないから、今度はいわゆる郵定ですね。もう私はふえてこやしないか。まあそこの中の、五十兆の中の、どのくらいが郵定になるかわかりませんが、あるいはわかつてるかもしれないけれども、そういうようなことについては大体わかるものでしょうか。

○政府委員(吉田太郎一君) 非常にむずかしい御質問でございますが、まあ、不渡りが六百億から七百億という数字の背景に、実際にそこまで持ち込まれない形の、いわゆる非常に危険な手形がどのくらいあるかということになりますと、私、正直申しまして、ちょっと見当はつきません。大体月々の不渡りが七、八百億前後のオーダーのものであるということだと思ひます。

○成瀬幡治君 本題のはうに戻りますが、大体半年で六分二厘五毛で、三分は預金金利のほうに回していくと、ですから、三分二厘五毛が賞金で、頭打ちは一千万円、一年ものになりますと、まあ一年ものを設定するところは少ないだろうと思ひますが、そうしますと、それは七分二厘五毛ですから、それも三分になるんですか。

○政府委員(吉田太郎一君) そのとおりでございます。

○成瀬幡治君 そうすると、どちらが——一年ものの計画ありますか、実際、いまあなたのところに出ておるので。

○政府委員(吉田太郎一君) 現在のところ参つて

おりません。

○成瀬幡治君 半年ものばかりですか。  
○政府委員(吉田太郎一君) はい、大体六カ月でございます。全部六カ月と申し上げたほうがいいかもしれません。

○成瀬幡治君 二年の時限立法であり、そうすると、四回転するということなんですね。

○政府委員(吉田太郎一君) さようでございます。ただ、金融機関によりましては、六カ月一斉にたとえ四月じゅうに発売いたしますか、むしろ夏のお盆のときにそれを出すかというふうなことがございまして、年二回という必ずしも具体的な計画はやってないようでございます。計算どおり最初に売り出せばそういうふうになるわけでございます。

○成瀬幡治君 賞金もらつたほうは、これは免税になりますね。銀行全体でこういうことになるので、何かの恩恵を与えるような、たとえば、銀行でいへば、一つの単位をつくりまして、ユニットを。そうすると、三十億つくれば三十億集めなきゃならぬ、なかなか行員さん忙しくなると、こう言つておりましたんですが、そういうのに対して、これの預金をやるということについて、現行税法の何か適用なり、いろんなことがございまして、それに対する何かの優遇的なことがあるんですか、それとも全然ないんですか。

○政府委員(吉田太郎一君) 税制上の優遇はいたしておりません。

○委員長(土屋義彦君) 本案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の条件を付託された。

一、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税定率法の一部改正

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「一年以内」を「一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内」に改める。

第十二条の見出しを「生活関連物資の減税又は免税」に改め、同条に次の一項を加える。

4 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物(前三項に規定するものを除く。)で輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがある場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

第十四条第十号中「第十七条の二第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第十七条第五項後段を次のように改める。

この場合において、同条第七項ただし書中「製造用原料品又はその製品」とあり、及び「前項ただし書の承認を受けた製品原料品」とあるのは、「当該貨物」と読み替へるものと

する。第十八条を削り、第十七条の二を第十八条とする。

第二十條の見出しを「(連約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税)」に改め、同条第一項を次のように改める。

関税を納付して輸入された貨物のうち次の各号の一に該当するものでその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出するとき(第一号に掲げる貨物にあっては、返送のため輸出するときに限る。)は、当該貨物がその輸入の許可の日から六月(六月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、六月を超え一年以内において税関長が指定する期間。次項において同じ。)以内に保税地域(関税法第三十条第二号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する税関長が指定した場所を含む。次項において同じ。)に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払いもつことができる。

一 品質又は数量等が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる貨物

二 輸入後において法令(これに基づく処分を含む。)によりその販売若しくは使用又はそれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されるに至つたため輸出することがやむを得ないと認められる貨物

第二十條第二項中「返送」を「輸出」に改める。

第二十條の三第一項中「第十八条第一項」及び「第十八条第三項」を削る。

別表第一五・〇一を次のように改める。

別表第一五・〇七号中

一 フェザーミール

二 その他のもの

無税に改める。

|        |                                  |              |
|--------|----------------------------------|--------------|
| 一五・〇一  | ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出又は溶剤抽出によつて得たもの |              |
| 一 豚脂   | (一) 酸価が一・三を超えるもの                 | 五%           |
|        | (二) その他のもの                       | 一キログラムにつき一五円 |
| 二 家きん脂 |                                  | 一五%          |

別表第二五・三〇号を次のように改める。

|       |                                                                                                |    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 二五・三〇 | 粗の天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかどうかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。)並びに粗の天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの | 無税 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

別表第二八・一二号を次のように改める。

|       |            |    |
|-------|------------|----|
| 二八・一二 | 酸化ほう素及びほう酸 | 無税 |
|-------|------------|----|

別表第二八・四二号中

|        |                                               |                |
|--------|-----------------------------------------------|----------------|
| 一 ソーダ灰 | (一) ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの | 一キログラムにつき四円五〇銭 |
|        | (二) その他のもの                                    | 一キログラムにつき三円五〇銭 |

一 ソーダ灰

一 キログラムにつき三円五〇銭に改める。

別表第二九・三九号を次のように改める。

|                        |                                                                                      |     |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 二九・三九                  | ホルモン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。)及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにステロイドで主としてホルモンとして使用するもの | 二五% |
| 一 インシュリン               |                                                                                      | 一〇% |
| 二 デヒドロコルチステロン及びプレグネノロン |                                                                                      | 一〇% |

別表第三〇・〇三号を次のように改める。

|       |                             |     |
|-------|-----------------------------|-----|
| 三〇・〇三 | 三 その他のもの                    | 二〇% |
|       | 医薬品(動物用のものを含む。)             |     |
|       | 一 抗生物質製剤及びホルモン製剤            | 二五% |
|       | (一) ペニシリン又はストレプトマイシンの製剤     | 二〇% |
|       | (二) インシュリン製剤                | 二〇% |
|       | (三) その他のもの                  | 二〇% |
|       | 二 ビタミン製剤                    | 二〇% |
|       | 三 その他のもの                    | 無税  |
|       | (一) 小売用の形状又は包装にしたもの         | 無税  |
|       | A 加熱人血漿たんばく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤 | 二五% |
|       | B その他のもの                    | 二〇% |
|       | (二) その他のもの                  | 二〇% |

別表第三一・〇五号を次のように改める。

|       |                                          |     |
|-------|------------------------------------------|-----|
| 三一・〇五 | 有機合成染料(顔料色素を含む。)、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい | 一五% |
|       | 一 ビグメントレジンカラーベース                         | 無税  |
|       | 二 天然あい                                   | 二五% |
|       | 三 その他のもの                                 | 二五% |

別表第三四・〇一号中

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 一 浴用せっけん(薬用のものを含む。) | 三〇% |
| (一) 薬用のもの           | 三〇% |
| (二) その他のもの          | 三〇% |

する」を削る。

別表第三九・〇一、第三九・〇二号及び第三九・〇三号中「天然ゴム又は合成ゴムを主体とする」を削る。

別表第四一・〇三号及び第四一・〇四号中「七・五%」を「五%」に改める。

別表第四八・〇七号中「天然ゴム又は合成ゴムを主体とする」を削る。

別表第七一・〇五号を次のように改める。

|                     |                                          |     |
|---------------------|------------------------------------------|-----|
| 七一・〇五               | 銀(金又は白金をめつきた銀を含むものとし、加工してないもの及び一次製品に限る。) | 三%  |
| 一 塊、片、粒、粉、棒、形材、板及び帯 |                                          | 一〇% |
| 二 その他のもの            |                                          | 一〇% |



4 前項の規定による関税率の軽減は、関稅定率法第五條(便益關稅)の規定の適用については、關稅についての條約の特別の規定による便益とみなす。

第四條中「の用に供される物品及び原子力發電設備に使用される」を「又は原子力發電その他の原子力の利用のために使用する」に改める。

第六條の次に次の二條を加える。

(海洋開發用物品等の免稅)

第六條の二 海洋における資源の開發事業その他の本邦において確立されていゝ高度の科学技術を必要とする事業であつて特に育成すべきものとして政令で定めるものの用に供する機械類その他の物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和五十二年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その關稅を免除する。

(公害防止用機械類等の免稅)

第六條の三 次に掲げる機械類のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和五十二年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その關稅を免除する。

一 公害の防止、労働災害の防止、製品の安全性の確保その他これらに準ずる用途で政令で定めるものに直接供する機械類

二 政令で定めるエネルギーの供給のため使用する機械類(当該エネルギーの安定的な供給を確保するため欠くことができないものに限る。)

第七條の見出し中「免稅」を「減稅」に改め、同條第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「その關稅を免除する」を「その原料として使用される數量に一キロリットルにつき五百三十円の割合を乗じて算出した金額に相當する關稅を軽減する」に改め、同條第二項中「免稅」を「軽減」に改め、同條第三項中「免稅を受けた」を「軽減した」に、「行ない」を「行ない」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同條第四項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「石油・スファルトにつき」の下に、「關稅納付済み原油等の負擔する關稅のうち一キロリットルにつき五百三十円に相當する額を基準として」を加え、「これを」を「当該金額を」に改める。

第七條の二第一項及び第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同條第三項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間」を「昭和四十九年度」に改め、「当該期間内において」を削る。

第七條の三を削り、第七條の四の見出し中「免稅」を「減稅」に改め、同條第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「その關稅を免除する」を「その原料として使用される數量に一キロリットルにつき五百三十円の割合を乗じて算出した金額に相當する關稅を軽減する」に改め、同條第二項中「免稅」を「軽減」に改め、同條第三項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「揮発油等につき」の下に、「關稅納付済み原油等の負擔する關稅のうち一キロリットルにつき五百三十円に相當する額を基準として」を加え、同條を第七條の三とし、第七條の五を削り、第七條の六を第七條の四とする。

第七條の七第一項中「次の表の上欄に掲げる關稅定率表の番号に該當する同表の下欄」を

「別表第一の三」に、「こえる」を「超える」に、「一年をこえ」を「一年を超え」に改め、同項の表を削り、同條を第七條の五とする。

第八條を削り、第七條の八第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項第一項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同條を第八條とする。

第八條の二第一項各号列記以外の部分中「前條」を「第二條」に改め、同項第二号中「前條第一項又は第三項」を「第二條第一項又は第二項」に、「前條第四項」を「第二條第三項」に改め、同項第三号中「前條第一項」を「第二條第一項」に改める。

第八條の四第一項中「次項」を「第三項」に、「こえる」を「超える」に改める。

第八條の六第一項中「第八條及び」を「第二條及び」に、「第八條第一項、第三項若しくは第四項」を「第二條第一項から第三項まで」に改め、同條第二項中「第八條第一項ただし書、第三項又は第四項」を「第二條第一項ただし書、第二項又は第三項」に、「第八條第一項ただし書又は第三項の規定及び同條第四項」を「第二條第一項ただし書又は第二項の規定及び同條第三項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(軽減税率の適用手続)

第八條の七 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率(以下「軽減税率」という。)が定められているもので政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならぬ。

第九條中「第二條」を「第三條」に、「第六條」を「第六條の三」に改め、「第七條の三」を削り、「第七條の四第一項」を「第七條の三第一項」に、「第七條の六第一項」を「第七條の四第一項」に、「第七條の八第一項」を「第八條第一項」に、「第八條第二項」を「前條」に改める。

第十條及び第十條の二中「第二條」を「第三條」に、「第六條」を「第六條の三」に改め、「第七條の三」を削り、「第七條の四第一項」を「第七條の三第一項」に、「第七條の六第一項」を「第七條の四第一項」に、「第七條の八第一項」を「第八條第一項」に、「第八條第二項」を「第八條の七」に改める。

第十一條第一項中「第七條の七」を「第七條の五」に、「第二條」を「第三條」に、「第六條」を「第六條の三」に改め、「第七條の三」を削り、「第七條の四第一項」を「第七條の三第一項」に、「第七條の六第一項」を「第七條の四第一項」に、「第七條の八第一項」を「第八條第一項」に、「第七條の四第三項」を「第七條の三第三項」に、「第八條第二項」を「第八條の七」に改め、同條第二項中「又は第七條の五」を削り、「行なう」を「行う」に改め、「又は特別精製業者」を削り、「製造工場若しくは事業場等」を「若しくは製造工場等」に改める。

第十二條第一項中「第七條の四第三項又は第七條の五第一項」を「又は第七條の三第三項」に改める。

別表第一第五・一五号の次に次の一号を加える。

〇六・〇四

樹木、灌木その他の植物の葉、枝その他の部分(切花を除く。)、こけ、地衣及び草(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は裝飾用に適するものに限る。)

五%

別表第一第〇八・〇一号を次のように改める。

|                                                                                                     |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 〇八・〇一                                                                                               |     |
| なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。） |     |
| 一 バナナ                                                                                               |     |
| (一) 生鮮のもの                                                                                           |     |
| (1) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの                                                                       | 四〇% |
| (2) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                     | 五〇% |
| (二) 干しバナナ                                                                                           | 一〇% |
| 三 なつめやしの実                                                                                           | 無税  |
| 四 その他のもののうち                                                                                         |     |
| カシューナット以外のもの                                                                                        | 一〇% |

別表第一第〇八・〇一号を次のように改める。

|                                                                       |     |
|-----------------------------------------------------------------------|-----|
| 〇八・〇一                                                                 |     |
| 一時的に貯蔵した果実（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのまゝの状態では食用に適しないものに限る。） |     |
| 一 バナナ                                                                 |     |
| (1) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの                                         | 四〇% |
| (2) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの                                       | 五〇% |
| 三 その他のもののうち                                                           |     |
| グレープフルーツ                                                              |     |
| (1) 毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの                                        | 二〇% |
| (2) 毎年十二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの                                       | 四〇% |

別表第一第二一・〇七号を次のように改める。

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 二一・〇七                       |  |
| 麦芽（いつてあるかどうかを問わない。）のうち      |  |
| (1) 昭和五十一年三月三十一日までに政令で定める日  |  |
| (2) において「指定日」という。）の前日までに輸入さ |  |

れるもののうち泥炭でくん蒸したもの

|                                                                                                        |              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| (2) 指定日から昭和五十一年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                        |              |
| (i) 当該年度（指定日の属する年度にあつては、指定日から当該年度の末日まで）における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの |              |
| 1 泥炭でくん蒸したもの                                                                                           | 無税           |
| 2 その他のもの                                                                                               | 一〇%          |
| (ii) その他のもの                                                                                            | 一キログラムにつき二〇円 |

別表第一第二一五・〇一号を次のように改める。

|                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| 一五・〇一                            |              |
| ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出又は溶剤抽出によつて得たもの |              |
| 一 豚脂                             |              |
| (一) 酸価が一・三を超えるもの                 | 無税           |
| (二) その他のもの                       | 一キログラムにつき一〇円 |

別表第一第二一七・〇一号の次に次の一号を加える。

|                                                                          |    |
|--------------------------------------------------------------------------|----|
| 一七・〇二                                                                    |    |
| その他の糖類並びに糖水、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。）及びカラメル                        |    |
| 八 その他のもの                                                                 |    |
| (二) その他のもののうち                                                            |    |
| ハイ・テスト・モラセス（グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用されるものに限る。） | 五% |

別表第一第二三・〇七号中「こえる」を「超える」に、「フィッシュソリユブル」を「魚又は海産哺乳動物のソリユブル」に改める。

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 別表第一第二五・〇三号中    |           |
| 「一トンにつき三三、〇〇〇を」 | 「無税」に改める。 |
| 〇円              |           |

別表第一第二七・一〇号中

(b) その他のもののうち  
政令で定める石油化学製  
品の製造に使用するも  
の、アンモニアの製造に  
使用するもの及びガス事  
業法第二條第二項に規定  
する一般ガス事業者がガ  
スの製造に使用するもの

(二) 燈油  
B その他のもの

一キロリッ  
トルにつき  
一二五円  
一キロリッ  
トルにつき  
一、五二〇  
円

を

(b) その他のもののうち

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用  
するもの、アンモニアの製造に使用する  
もの及びガス事業法第二條第二項に規定  
する一般ガス事業者がガスの製造に使用  
するもの

(2) 燃料用のもの（政令で定めるところによ  
り使用されるものに限る。）

(二) 燈油  
B その他のもの

一キロリッ  
トルにつき  
一二五円  
一キロリッ  
トルにつき  
一、〇七五  
円

に改める。

別表第一第二七・一一号を次のように改める。

二七・一一 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち

別表第一第二八・一二号を削る。

別表第一第二八・四二号を次のように改める。

二八・四二

炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとし  
て取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有する  
もの

無税  
一〇％  
七・五％

別表第一第二九・三九号を次のように改める。

二九・三九

ホルモン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成の  
ものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使  
用するもの並びにステロイドで主としてホルモンとして使  
用するもの

七・五％

別表第一第二九・四二号の次に次の一号を加える。

二九・四四

抗生物質  
二 その他のもの

七・五％

別表第一第三〇・〇三号及び第三〇・〇四号を次のように改める。

三〇・〇三

医薬品（動物用のものを含む。）  
一 抗生物質製剤及びホルモン製剤  
(三) その他のもの

七・五％

三〇・〇四

(一) 小売用の形状又は包装にしたもの  
B その他のもの  
脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ばんそうこう、パップ剤

一〇％

|                                                                                                                                                                |                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <p>その他これらに類する製品（医療を目的として医薬を塗布し若しくはしみ込ませ、又は小売用に包装したものに限るものとし、この類の注3に掲げる物品を除く。）</p>                                                                              | <p>五%</p>                                     |
| <p>別表第一第三二・〇五号中</p> <p>一 塩基性染料</p> <p>二 酸性染料</p>                                                                                                               | <p>二・五%</p> <p>二・五%</p>                       |
| <p>三 その他のもの</p>                                                                                                                                                | <p>二・五%</p>                                   |
| <p>別表第一第三二・〇八号中</p> <p>二 その他のもの</p>                                                                                                                            | <p>五%</p>                                     |
| <p>一 調製顔料、調製乳白剤及び調製スエグ</p> <p>二 その他のもの</p>                                                                                                                     | <p>五%</p> <p>五%</p>                           |
| <p>別表第一第三四・〇一号中</p> <p>一 浴用せっけん（薬用のものを含む。）</p> <p>二 その他のもの</p>                                                                                                 | <p>一三・五%</p> <p>一三・五%</p>                     |
| <p>一 浴用せっけん（薬用のものを含む。）</p>                                                                                                                                     | <p>一三・五%</p>                                  |
| <p>別表第一第三五・〇三号を次のように改める。</p>                                                                                                                                   |                                               |
| <p>三五・〇三</p> <p>ゼラチン（正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない）、ゼラチン誘導体並びににかわ、魚膠及びアイシングラス</p> <p>一 ゼラチン及びにかわのうち</p> <p>ゼラチン（写真用のものに限る。）</p>              | <p>七・五%</p> <p>七・五%</p>                       |
| <p>別表第一第三八・一九号中</p> <p>六 ゴム老化防止剤</p>                                                                                                                           | <p>一〇%</p>                                    |
| <p>五 触媒</p> <p>(三) その他のもの</p> <p>六 ゴム老化防止剤</p>                                                                                                                 | <p>五%</p> <p>一〇%</p>                          |
| <p>別表第一第三九・〇一号中</p> <p>五 第五九類の注1に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したもの</p>                                                                                       | <p>七・五%</p>                                   |
| <p>四 接着剤を塗布した接着性の物品</p> <p>五 第五九類の注1に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したもの</p> <p>(三) その他のものうち</p>                                                               | <p>七・五%</p> <p>七・五%</p> <p>七・五%</p>           |
| <p>別表第一第三九・〇二号中</p> <p>二 塊、粉（モールディングパウダーを含む）、粒、フレイクその他これらに類する形状のもの</p> <p>(八) その他のものうち</p> <p>イオン交換樹脂のもの以外のもの</p>                                              | <p>一〇%</p> <p>一〇%</p>                         |
| <p>(三) その他のもの</p> <p>二 塊、粉（モールディングパウダーを含む）、粒、フレイクその他これらに類する形状のもの</p> <p>(八) その他のものうち</p> <p>イオン交換樹脂のもの以外のもの</p>                                                | <p>一〇%</p> <p>一〇%</p>                         |
| <p>四 接着剤を塗布した接着性の物品</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(四) その他のもの</p> <p>(1) ハムケージングその他これに類する物品（管状のもので、平らにした幅が九〇ミリメートル以上のものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>                     | <p>七・五%</p> <p>一〇%</p> <p>七・五%</p> <p>一〇%</p> |
| <p>別表第一第三九・〇三号中</p> <p>一 接着剤を塗布した接着性の物品</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(四) その他のもの</p> <p>(1) ハムケージングその他これに類する物品（管状のもので、平らにした幅が九〇ミリメートル以上のものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p> | <p>七・五%</p> <p>一〇%</p> <p>七・五%</p> <p>一〇%</p> |
| <p>別表第一第四四・二三号を次のように改める。</p> <p>四四・二三</p> <p>建築用木工品及び木製建具（プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。）</p> <p>(1) 木製建具及び床柱</p>                                            | <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p>                 |

別表第一第四六・〇三号の次に次の一号を加える。

四七・〇一

(2) その他のもの

パルプ（植物性纖維原料から機械的又は化学的の処理によ  
り製造したものに限る。）

一 木材パルプ

(一) 機械パルプ

(二) 化学パルプ

A サルファイトパルプ

B クラフトパルプ

C その他のもの

二 その他のもの

(二) その他のもの

無税

無税

無税

無税

無税

七・五%

ニリデン纖維又はビニロン纖維（以下この号及び第五六・〇七号において「ナイロン纖維等」という。）のみから成るものと並びにこれらの纖維及びアセテート纖維のみから成るもの

(2)

ナイロン纖維等以外の合成纖維のみから成るものと並びにナイロン纖維等以外の合成纖維及びアセテート纖維のみから成るもの（アセテート纖維の重量が全重量の五〇％を超えるものと及び経緯糸のうちいずれか一方がアセテート纖維のものを除く。）

二〇％  
七・五％

|                                                                                                                                              |                                                                                                         |                                                                                                                                                                        |                                                                                                     |                                                                               |                                                                                                                                        |                                                                                                              |                                                                                                 |                                                                             |                                                                                                                        |                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                       |                                                                                                                |                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>六〇・〇一</p> <p>メリヤス編物及びクロセ編物（ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。）</p> <p>二 模様編みの組織を有するもの</p> <p>(1) 綿製のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>二四・五%</p> <p>一五%</p> | <p>別表第一第六〇・〇四号中「二%」を「四%」に改める。</p> <p>別表第一第六一・〇二号中「二%」を「七・五%」に改める。</p> <p>別表第一第六一・〇四号中「二%」を「四%」に改める。</p> | <p>別表第一六一・〇五号中</p> <p>(一) ししゅうしたものの、レース製のものを及びレースを用いたもの</p> <p>二二%</p> <p>(1) ししゅうしたものの、レース製のものを及びレースを用いたもの</p> <p>一〇・五%</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>一〇%</p> <p>に改める。</p> | <p>別表第一六一・〇六号中「二%」を「七・五%」に、「一五%」を「二・五%」に改める。</p> <p>別表第一六一・〇八号、第六一・〇九号及び第六一・一一号中「二%」を「一四%」に改める。</p> | <p>別表第一六二・〇二号中</p> <p>一 ししゅうしたものの、レース製のものを及びレースを用いたもの</p> <p>二二%</p> <p>を</p> | <p>(1) 亜麻製又はラミー製のもの</p> <p>一五%</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>一四%</p> <p>(i) 綿製のもの</p> <p>一四%</p> <p>(ii) その他のもの</p> <p>一〇%</p> <p>に改める。</p> | <p>別表第一六五・〇一号の次に次の一号を加える。</p> <p>六五・〇二 帽体（組んだもの又は組物その他の物品のストリップで作つたもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。）</p> <p>一二・五%</p> | <p>別表第一六九・〇八号の次に次の一号を加える。</p> <p>六九・〇九 理化学用又は工業用の物品及び農業用のおけ、かめその他これらに類する容器並びに通常輸送用又は包装用に供する</p> | <p>つば、ジャーその他これらに類する製品</p> <p>一 理化学用又は工業用の物品のうち触媒の製造に使用される触媒担体</p> <p>無税</p> | <p>別表第一六九・一四号の次に次の一号を加える。</p> <p>七〇・〇三</p> <p>ガラスの球、棒及び管（加工してないものに限るものとし、光学ガラスのものを除く。）</p> <p>一 石英ガラスのもの</p> <p>五%</p> | <p>別表第一七〇・一〇号の次に次の一号を加える。</p> <p>七〇・一一</p> <p>ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品（電球、電子管その他これらに類する物品に用いるものに限る。）</p> <p>一 石英ガラス製のもの</p> <p>七・五%</p> | <p>別表第一七〇・一四号の次に次の二号を加える。</p> <p>七〇・一七</p> <p>理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかどうかを問わない。）及びガラス製のアンブル</p> <p>一 石英ガラス製のもの</p> <p>七・五%</p> <p>七〇・一八</p> <p>光学ガラス及び光学ガラス製の光学用品（光学的に研磨したものを除く。）並びに視力矯正めがね用レンズのブランク（ガラス製のものに限る。）</p> <p>一 板状のもの</p> <p>七・五%</p> | <p>別表第一七〇・二一号を次のように改める。</p> <p>七〇・二二</p> <p>その他のガラス製品</p> <p>七・五%</p> | <p>別表第一七一・〇三号の次に次の一号を加える。</p> <p>七一・〇九</p> <p>白金及び白金族のその他の金属（加工してないもの及び一次製品に限る。）</p> <p>二 その他のもの</p> <p>五%</p> | <p>別表第一七一・一五号を次のように改める。</p> <p>七一・一五</p> <p>真珠又は天然、合成若しくは再生の寶石若しくは半貴石の製品</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 真珠製品（格付した真珠を輸送のために一時的に糸に通したものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>無税</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                      |                          |       |
|------------------------------------------------------|--------------------------|-------|
| 別表第一第七六・〇一号中「二・五%」を「無税」に改める。<br>別表第一七八・〇一号を次のように改める。 | (i) 身辺用細貨類及びその部分品        | 一七・五% |
|                                                      | (ii) その他のもの              | 二〇%   |
| 七八・〇一                                                | 鉛の塊(銀を含有するものを含む。)及びびくす一塊 |       |
| (一) 鉛(合金を除く。)のもの                                     |                          |       |
| A 電解精製用のもの(鉛の含有量が全重量の九五%を超え、九九・八%以下のものに限り)           |                          |       |
| (1) 課税価格が一キログラムにつき八九円六二銭以下のもの                        | 六%                       |       |
| (2) 課税価格が一キログラムにつき八九円六二銭を超え、九五円以下のもの                 |                          |       |
| (3) 課税価格が一キログラムにつき九五円を超えるもの                          |                          |       |
| B その他のもの                                             | 無税                       |       |
| (1) 課税価格が一キログラムにつき九七円以下のもの                           |                          |       |
| (2) 課税価格が一キログラムにつき九七円を超え、一〇五円以下のもの                   |                          |       |
| (3) 課税価格が一キログラムにつき一〇五円を超えるもの                         | 無税                       |       |

|                           |                                                                                |       |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 別表第一第八四・〇六号に次のように加える。     | (一) 蒸気タービン                                                                     | 一二・五% |
| 二 内燃機関の部分品のうち航空機用のもの以外のもの |                                                                                | 七・五%  |
| 別表第一第八四・〇六号に次の一号を加える。     |                                                                                |       |
| 八四・〇八                     | その他の原動機                                                                        |       |
| 一 原動機                     |                                                                                |       |
| (二) その他のものうち              |                                                                                |       |
| ガスタービン                    | 一二・五%                                                                          |       |
| 別表第一第八四・一五号に次のように加える。     |                                                                                |       |
| 二 冷凍機構を有する機械              | 七・五%                                                                           |       |
| 別表第一第八四・二九号に次の一号を加える。     |                                                                                |       |
| 八四・三二                     | 製本機械(製本ミシンを含む。)                                                                | 一二・五% |
| 別表第一第八四・三四号に次の一号を加える。     |                                                                                |       |
| 八四・三五                     | 印刷機(他の号に該当するものを除く。)及び印刷用補助機械                                                   |       |
| 一 印刷機及びその部分品のうち           |                                                                                |       |
| 自動単色凸版枚葉印刷機及び自動平版枚葉印刷機    | 一二・五%                                                                          |       |
| 別表第一第八四・五二号に次のように加える。     |                                                                                |       |
| 二 その他のものうち                |                                                                                |       |
| 電子式簿記会計機以外のもの             | 七・五%                                                                           |       |
| 別表第一第八四・六一号を次のように改める。     |                                                                                |       |
| 八四・六一                     | コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限り。)          | 七・五%  |
| 別表第一第八四・六二号に次の一号を加える。     |                                                                                |       |
| 八四・六四                     | ガスケットその他これに類するジョイント(石棉、フェルト、板紙その他の材料を交えた金属板製のもの及び金属はくを積層したもの並びに機械、管その他これらに類する物 |       |

品に使用するために材質の異なるものをセツトにし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。）

七・五%

別表第一第八五・〇一号中

二 電動機  
(二) その他のもの

七・五%

を

一 発電機  
二 電動機  
(二) その他のもの

一二・五%  
七・五%

に改める。

別表第一第八五・一五号に次のように加える。

五 一から四までに掲げる機器の部分品

七・五%

別表第一第八五・二二号中

二 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路のうち  
ゲルマニウムダイオード、シリコンダイオード、シリコンダイオード、シリコントランジスター及びシリコン整流素子

一二・五%

を

一 熱電子管  
二 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路のうち

ゲルマニウムダイオード、シリコンダイオード、ゲルマニウムトランジスター、シリコントランジスター及びシリコン整流素子

七・五%

に改め、同号

の次に次の一号を加える。

八五・二二 電気機器（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）

七・五%

別表第一第八六・〇八号中

解体用のもの  
(一) アルミニウム製のもの  
(二) その他のもの

二・五%  
無税

解体用のもの

無税に改める。

別表第一第八七・一二号の次に次の二号を加える。

九〇・〇一  
九〇・〇五

レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）及び偏光材料製の板、屈折式の雙眼鏡及び双眼鏡（プリズム式であるかどうかを問わない。）  
一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属又はべつこりを用いたもの

七・五%

七・五%

別表第一第九〇・一八号の次に次の一号を加える。

九〇・一九

整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分、補聴器その他器管の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。）及びそれ木その他の骨折治療具

五%

別表第一第九一・〇一号中「一〇%」を「七・五%」に改める。

別表第一第九二・一二号に次のように加える。

三 その他のもの  
(二) その他のもの

七・五%

別表第一第九二・一二号の次に次の一号を加える。

九二・一三

その他の部分品及び附属品（第九二・一二号に該当する機器に用いるものに限る。）  
一 蓄音機用又はレコードプレーヤー用のもの

七・五%

別表第一第九四・〇一号中

二 とう製のもの

一五%

一 革張りのもの  
二 とう製のもの

一〇%  
一五%に改める。

別表第一第九四・〇三号及び第九七・〇四号中「二五%」を「一〇%」に改める。

別表第一の二第五号中「物品」の下に「及び同表第二七・一一号に掲げる物品のうち液化石油ガス」を加える。

別表第一の二第十四号中「第七八・〇一号の一の(一)のB」を「第七八・〇一号の一の(一)」に改める。

別表第一の二第十五号中「電子計算機械」を「電子式計算機械、電子式自動データ処理機械又はこれらを構成する機器」に改める。

別表第一の二第十七号中「銀又は白金族の金属」を「銀若しくは白金族の金属又はこれらの金属を張り若しくはめつきた金属」に改める。

別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三 加工再輸入減税制度適用品目表

一 関税定率法別表(以下この表において「関税率長」という。)第七三・四〇号に掲げる物品のうち製造製品及び鍛造製品

二 関税率表第七四・〇七号の二に掲げる物品のうち鍍目なし黄銅管

三 関税率表第八二・〇三号に掲げる物品のうちブライヤー、パイプカッター、スパナ、レンチ及びやすり

四 関税率表第八四・〇六号の二に掲げる物品のうち吸気弁及び排気弁並びに自動車用内燃機関用のピストン及びピストンリング

五 関税率表第八四・一二号に掲げる物品

六 関税率表第八四・一五号の一に掲げる物品のうち電気冷蔵庫

七 関税率表第八四・三六号に掲げる物品

八 関税率表第八四・三七号に掲げる物品

九 関税率表第八四・三八号に掲げる物品

十 関税率表第八四・五五号に掲げる物品のうちコアメモリブレン、コアメモリスタック及びワイヤメモリスタック

十一 関税率表第八四・六二号に掲げる物品のうちベアリング(外径が九ミリメートルに満たないものに限る。)用の外輪及び内輪

十二 関税率表第八五・〇一号の三の(一)に掲げる物品のうちパルス変成器、中間周波変成器及び高周波変成器

十三 関税率表第八五・〇八号の二に掲げる物品のうち自動車用のもの

十四 関税率表第八五・〇九号の一に掲げる物品のうち電気式警告器及びシールドビームランプ

十五 関税率表第八五・一四号に掲げる物品のうちイヤホン

十六 関税率表第八五・一五号の一及び二に掲げる物品並びに同号の五に掲げる物品のうちテレビジョン受像機用のチューナー

十七 関税率表第八五・一八号に掲げる物品のうち可変式蓄電器

十八 関税率表第八五・二一号の一に掲げる物品のうち受信用真空管(ST管を除く。)及び陰極線管、同号の二に掲げる物品のうちゲルマニウムダイオード、シリコンダイオード、ゲルマニウムトランジスタ、シリコントランジスタ及び半導体集積回路並びに同号の三に掲げる物品のうち表示放電管、受信用真空管(ST管を除く。)用又は表示放電管用の電極(組み立てたものに限る。)及びテレビジョン受像機の陰極線管用の電子銃

十九 関税率表第八五・二三号の三に掲げる物品のうち自動車用又は電子式楽器用のワイヤリングハーネス

二十 関税率表第八五・二八号に掲げる物品のうち電磁遅延線

二十一 関税率表第八七・一〇号に掲げる物品

二十二 関税率表第八七・一二号に掲げる物品のうち自転車用のもの

二十三 関税率表第九一・〇九号の二に掲げる物品のうち腕時計の側及びその部分品

二十四 関税率表第九二・一一号に掲げる物品のうち録音機及び音声再生機

別表第二第五・〇七号中 一 羽毛及び翼

五%

二 その他のもの

無税

別表第二第六・〇四号中「五%」を「無税」に改める。

別表第二第一二・〇七号中「びやくだん」を削る。

別表第二第一二・〇八号の次に次の一号を加える。

一三・〇二 セラック、シードラック、スチックラックその他のラック並びに天然のゴム、樹脂、ゴムレジン及びバルサム

二 シードラック

無税

別表第二第一四・〇三号の次に次の一号を加える。

一四・〇五 植物性生産品(他の号に該当するものを除く。)

三 その他のもののうちたぶのきのもの

無税

別表第二第一五・一一号中「六%」を「無税」に改める。

別表第二第一六・〇四号中「かつお節その他の魚節並びに」を削る。

別表第二第二一・〇七号の次に次の一号を加える。

二二・〇一 水(鉱水及び炭酸水を含む)、氷及び雪

一 鉱水及び炭酸水

無税

別表第二第三三・〇四号を削る。

別表第二第五八・〇四号を次のように改める。

五八・〇四 パイル織物及びシェニール織物(第五五・〇八号に該当するテリータオル地その他のテリール織りの綿織物及び第五八・〇五号に該当する織物類を除く。)

二 添加糸が綿のもの

別表第三第六五・〇二号及び第八五・二一号を削る。

別表第五関税定率法別表の附表の番号欄中「二」を「一」に改め、同表品名欄中「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前の関税法(以下「旧関税法」という。)第十八条第一項の規定により関税の免除を受けた貨物については、なお従前の例による。

2 旧定率法第十八条第一項の貨物で昭和四十九年四月一日から同年六月三十日までの間に輸入されるものについては、同条及び同法第二十条の三の規定は、なおその効力を有する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)第二条、第七條第一項、第七條の三又は第七條の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七條第四項、第七條の四第三項又は第七條の五第一項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 旧暫定法第二条の機械類のうち政令で定めるもの(以下この項において「特定機械類」という。)については、同条及び同法第九條から第十一條までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、特定機械類のうち特別の事情のあるものとして政令で定めるものについては、同法第二条中「昭和五十年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十二年三月三十一日」とする。

(関税法の一部改正)

第四条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五條 第五條第一項第五号中「第十八條第一項(船舶の建造又は修繕用貨物の免税)」を削る。

第五條 附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧定率法第十八條第一項の規定により関税の免除を受けた貨物については、前条による改正前の関税法(附則第七條において「旧関税法」という。)第五百五條第一項第五号の規定は、なおその効力を有する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第六條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十七條の見出しを「(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付)」に改め、同条第一項を次のように改める。

内国消費税を納付して輸入された課税物品のうち次の各号の一に該当するものでその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出するとき(第一号に掲げる物品にあつては、返送のため輸出するときに限る。)は、当該物品がその輸入の許可の日から六月(六月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、六月を超え一年以内において税関長が指定する期間。次項において同じ。)以内に保税地域(関税法第三十条第二号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する税関長が指定した場所を含む。次項において同じ。)に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

一 品質又は数量等が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる物品

二 輸入後において法令(これに基づく処分を含む。)によりその販売若しくは使用又はそれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されるに至つたため輸出することがやむを得ないと認められる物品

第十七條第二項中「返送」を「輸出」に改める。

(罰則に対する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付及びこの附則の規定によりなおその効力を有するものとされる旧定率法、旧暫定法又は旧関税法の規定に係る物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、割増金付貯蓄に関する臨時措置法案(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、印紙税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十九日)

割増金付貯蓄に関する臨時措置法案

割増金付貯蓄に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、経済の現状に即応する臨時の措置として、割増金付貯蓄の取扱いを認めることにより、貯蓄の増強に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第二条の免許を受けた銀行(以下「銀行」という。)
- 二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
- 三 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行
- 四 相互銀行
- 五 信用金庫
- 六 労働金庫
- 七 信用協同組合
- 八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号又は第八号の事業を行う農業協同組合
- 九 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合
- 十 農林中央金庫
- 十一 商工組合中央金庫
- 十二 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一条第一項の免許を受けた生命保険会社
- 十三 前各号に掲げるもののほか、預金若しくは貯金の受入れ又は生命共済に係る業務を行う者のうち政令で定める者

2 この法律において「割増金付貯蓄」とは、次に掲げるもののうち、くじ引により割増金が付けられるものをいう。

一 預金(貯金、定期積金及び相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二条第一項第一号に規定する掛金(以下「掛金」という。)を含む。)

二 前項第二号、第三号、第十号及び第十一号に掲げる者が発行する債券

三 信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で、多数の委託者の信託財産を合同して運用するもののうち信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条の規定により元本の補てんの特約のあるもの

四 生命保険で保険期間満了後に満期保険金を一時に支払う旨の特約のあるもの及びこれに類する生命共済で政令で定めるもの(以下「生命保険等」という。)

(割増金付貯蓄の取扱い)

第三条 金融機関は、割増金付貯蓄の取扱いを行うことができる。

(割増金付貯蓄の条件)

第四条 割増金付貯蓄(第二条第二項第四号の生命保険等を除く。次項において同じ。)に付けられる利子又は配当(定期積金、掛金及び割引の方法により発行した債券については、利子又は配当に相当するものとして大蔵省令で定めるもの。以下同じ。)及び割増金の総額は、同一の募

集に係るものごとに、同項第一号から第三号までに掲げる預金、債券又は金銭信託で割増金が付けられないものうち、契約期間その他の条件が当該割増金付貯蓄と同一であるものに付けられる利子又は配当の総額として大蔵省令で定めるところにより計算した金額を超えてはならない。

2 割増金付貯蓄に付けられる最高位の割増金の金額は、当該割増金付貯蓄の一口の金額（くじ一個が与えられる割増金付貯蓄の単位当たりの金額をいう。以下同じ。）の一千倍を超えてはならない。

3 第二条第二項第四号の生命保険等に付けられる割増金の総額及び最高位の割増金の金額は、前二項の規定により当該生命保険等以外の割増金付貯蓄に付けられる割増金との均衡を考慮して大蔵省令で定める金額を超えてはならない。

4 割増金付貯蓄において割増金を付ける当せん額は、くじ引ごとに、総くじ数の三分の一を超えてはならない。

5 前各項に定めるもののほか、金融機関は、割増金付貯蓄の取扱を行う場合には、割増金付貯蓄の種類及び一口の金額その他割増金付貯蓄の取扱に関し大蔵省令で定める条件に従って行なわなければならない。

（課税上の特例）

第五条 割増金付貯蓄の割増金については、所得税を課さない。

（罰則）

第六条 第四条の規定に違反して割増金付貯蓄の取扱を行った場合には、その違反行為をした金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第七条 金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その金融機関の業務に関して、前条違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その金融機関に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

2 この法律は、昭和五十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

（この法律の失効に伴う経過措置）

3 昭和五十一年三月三十一日以前に取扱を開始した割増金付貯蓄については、なお従前の例による。

4 昭和五十一年三月三十一日以前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる割増金付貯蓄に係る同日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正）

5 預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十三年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項に次の一号を加える。

三 割増金付貯蓄に関する臨時措置法（昭和四十九年法律第 号）第二条第二項に規定する割増金付貯蓄につき受ける割増金

二月二十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、大和基地跡地の市民のための公共的利用に関する請願（第二二九六号）

第二二九六号 昭和四十九年二月十四日受理  
大和基地跡地の市民のための公共的利用に関する請願

・請願者 東京都東大和市高木八八ノ八ノ

四 菊池辰雄外七名

紹介議員 占部 秀男君

大和基地跡は、東大和市民をはじめ広く周辺住民のための公共利用に供し、それ以外（私企業、機

動隊等）の便途に供することのないよう配慮されたい。

理由

一、大和基地は、昭和二十七年当時の村をあげての激しい反対の中で建設が強行された。

二、基地の建設により、教育環境を守るため、付近にあつた小、中学校の移転と、その用地の追加提供という大きな犠牲を払わされている。

三、大和基地は、東大和市並びに隣接各市の交通体系、生活圏の中核となる場所であり、市民生活に多大の支障をきたしてきた。

四、私たち市民は、総意をもつて、駅前広場、道路、緑地、運動公園などの都市施設とともに、教育、文化、医療、福祉、体育施設などを中心とする跡地利用構想を定め、その実現方を推進している。なお、これらの施設は、当市に著しく不足しているもので、市民の久しく待望しているものである。

五、追加提供した小、中学校跡地は、米軍から返還された場合には市に優先的に譲渡されることが国、市両方で確認され、その実現につきたび重なる要請をしたにもかかわらず、なんら考慮されることなく、一企業に譲渡され、市民は強い憤りをもっている。

昭和四十九年三月七日印刷

昭和四十九年三月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W